

就労支援、社会保障制度などライフステージ に対応した各種支援施策の現状

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官
平成27年9月25日

目次

1 ライフステージごとにみた支援施策	
(1) 若年者をはじめとする勤労世代への支援	… 4
(2) 子育て世代への支援	… 20
(3) 高齢世代への支援	… 27
 2 社会保障給付及び社会保険料負担の動向	
(1) 社会保障の給付と負担の全体状況	… 32
(2) 制度別の動向	… 41

1 ライフステージごとにみた支援施策

(1) 若年者をはじめとする勤労世代への支援

- ① 若年者等に対する雇用対策
- ② 新たな生活困窮者自立支援制度
- ③ 企業年金等による自らの備えの支援

若年者雇用対策について

新卒者等への就職支援

- ◆ 全都道府県にワンストップで新卒者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置（全国57か所）
- ◆ 学校等との連携の下、「ジョブサポーター」（※）によるきめ細かな支援

【実績】就職決定者数：**約19.9万人**（平成26年度）

※『新卒者の就職支援』を専門とする職業相談員。企業の人事労務管理経験者などを採用。

個別支援による相談

【主な支援メニュー】

- 担当者を決めての個別支援（定期的な求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 在職者向け相談窓口、就職後の職場定着のための支援



フリーター等への就職支援

- ◆ 「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」等の設置

フリーターの正社員就職の支援拠点として『わかものハローワーク』（全国28カ所）、『わかもの支援コーナー』等を設置（全国212カ所）。

【実績】ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職者数：**約31.1万人**（平成26年度）

【主な支援メニュー】

- 初回利用時のプレ相談の実施、担当者制によるマンツーマンでの個別支援
- 正規雇用に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介
- 正規雇用に向けたセミナー、グループワーク等の各種支援メニュー
- 就職後の定着支援の実施 等

セミナーの様子



職業能力開発施策の概要(平成27年度)

○「職業能力開発基本計画」(実施目標、基本事項等を定めた5ヵ年計画)に基づき実施 ※平成23年度から第9次計画

【27年度予算額(能開局全体) : 1793億円】

一般 : 114億円
労災 : 7億円
雇用 : 1672億円

離職者の能力開発

国・都道府県が責務を負う

在職者の能力開発

事業主が一次的に責務を負い、国・都道府県は必要な援助等を行う

職業能力の開発・向上

公的職業訓練の実施

【27年度予算額 : 1187億円】

- 公共職業訓練(離職者、在職者、学卒者) 一般 : 68億円 (ほぼ全てが義務的経費)
雇用 : 1119億円
<実施主体: 国(※)、都道府県>
(※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が国の業務を代行) (求職者支援制度の予算には、国庫負担への繰り入れ分は含んでいない。)
訓練施設内・民間委託による訓練の実施
障害者に対する職業訓練の実施
- 求職者支援制度による職業訓練(離職者) **H23年10月～**
<実施主体: 民間教育訓練機関>
 - ・雇用保険を受給できない方等に対する職業訓練
 - ・訓練期間中の給付等の支援

ニート等の若者の職業的自立支援

地域若者サポートステーション事業

【27年度予算額 : 39億円】

一般 : 19.3億円
雇用 : 19.2億円

H18年度～

事業主等の行う教育訓練の推進

【27年度予算額 : 368億円】 雇用 : 368億円

- キャリア形成促進助成金 (**H13年度～**)、キャリアアップ助成金 (**H25年度～**)
- 認定職業訓練制度 (**昭和44年度～**)、企業内人材育成推進助成金 (**H27年度～**)

労働者のキャリア形成支援

【27年度予算額 : 11億円】 一般 : 0.1億円
雇用 : 10.5億円

- 教育訓練給付 (**H10年12月～**)、専門実践教育訓練給付 (**H26年10月～**)
- キャリア・コンサルティング施策の推進

職業能力評価制度

【27年度予算額 : 59億円】 一般 : 0.1億円
雇用 : 58.8億円

- 技能検定 (**昭和34年度～**)、職業能力評価基準の策定 (**H14年度～**) 等

技能の振興

- 技能五輪等の推進 (**昭和38年～**)、卓越技能者(現代の名工)の表彰 (**昭和42年～**)、ものづくりマイスター (**H25年度～**) 等

技能実習制度

政府間の技術協力、国際機関等を通じた技術協力

【27年度予算額 : 20億円】

一般 : 12.3億円
雇用 : 7.2億円
労災 : 0.7億円

ジョブ・カード制度

ジョブ・カード
(職務経歴、訓練結果等が盛り込まれたシート)
※採用時の評価に有効

【27年度予算額 : 25億円】

一般 : 0.01億円
雇用 : 25億円

H20年度～

職業能力評価・技能振興

国際協力

求職者支援制度の概要

- 国は、主に雇用保険を受給できない方(特定求職者)を対象に、求職者支援訓練を実施。主に雇用保険受給者を対象とする公共職業訓練とともに、求職者のセーフティネットとなる公的な職業訓練となっている。
- 受講料は無料(テキスト代等は実費)で、要件を満たす方には職業訓練受講給付金も支給される。
- ハローワークが訓練受講者ごとに支援計画を作成し、訓練実施機関と連携した就職支援を行う。

(1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(2)訓練期間:3~6か月

(3)給付金:職業訓練受講給付金

(受講期間中 月10万円+交通費の支給(本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合に支給))

(4)訓練の種類

- ・基礎コース(基礎的能力を習得する訓練(職種・業種横断的な訓練))
- ・実践コース(基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練)
(実践コースの例) ・介護系(介護福祉サービス科等) ・情報系(Webクリエイター養成科等)
・医療事務系(医療・調剤事務科等) 等

(5)実施機関:民間教育訓練機関等

- ・訓練実施機関は、厚生労働大臣が認定
(具体的な認定事務は、訓練内容、就職実績等に関する要件に基づき、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)
- ・訓練実施機関に対しては、訓練の運営費等として奨励金を支給
<基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)
<実践コース>訓練修了者の就職率に応じ奨励金の額に差を設け、効果的な訓練と就職支援へのインセンティブを高めている(5~7万円/人月)

(6)根拠法:求職者支援法 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)(平成23年10月施行)



平成26年度実績 ※平成25年度中に開講したコース(就職率は修了3ヶ月後の状況)

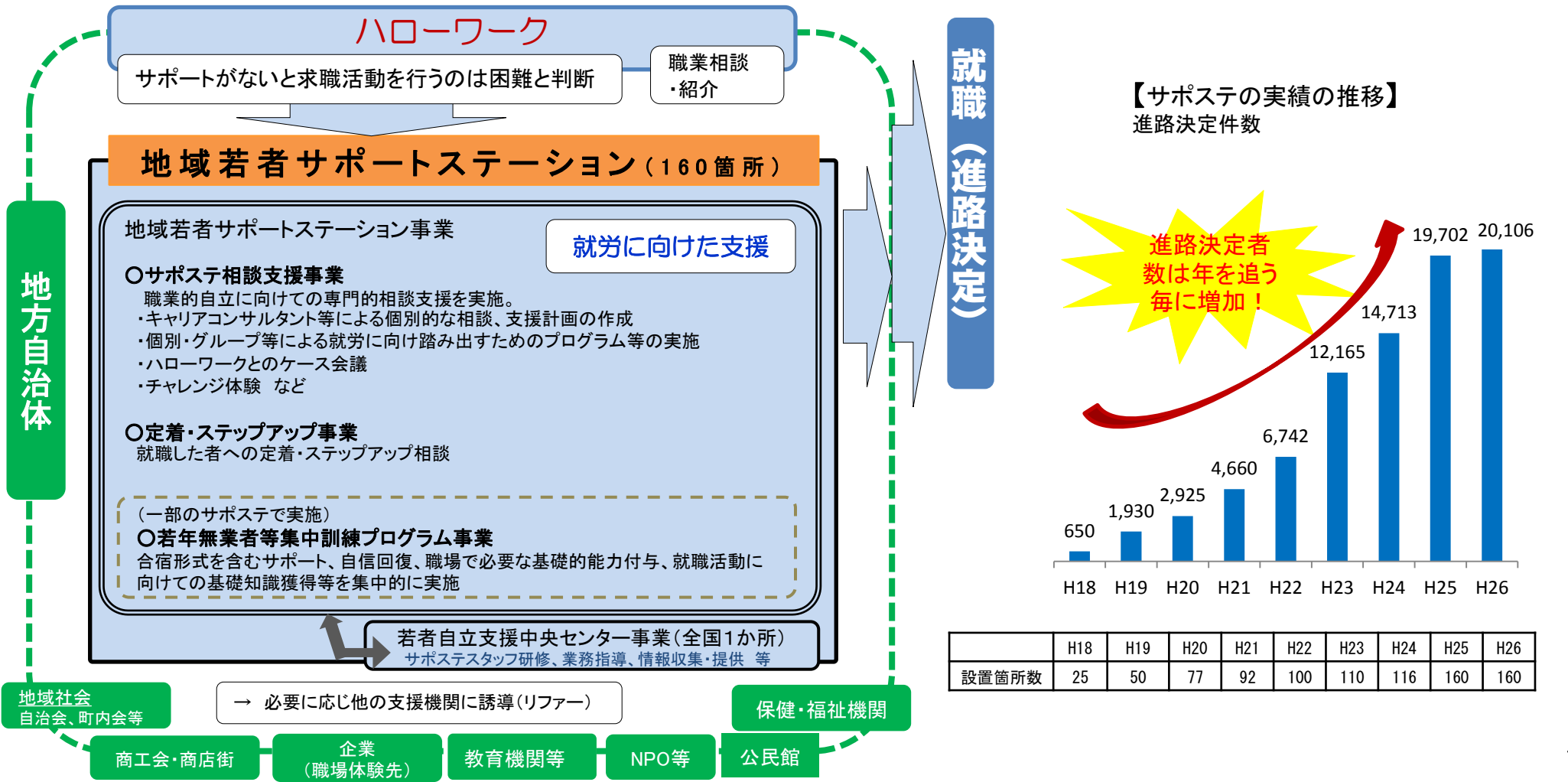
受講者数合計:55,003人

(基礎コース)16,459人 就職率:51.7%

(実践コース)38,544人 就職率:55.9%

- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者（ニート※1）の数は近年、約60万人で高止まり。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」において、地方自治体と協働し（※2）、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施。

（15～39歳対象） （H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。） ※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 地方自治体から予算措置等



教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1) 妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定。【指定講座数：9,865講座(平成27年9月現在)】

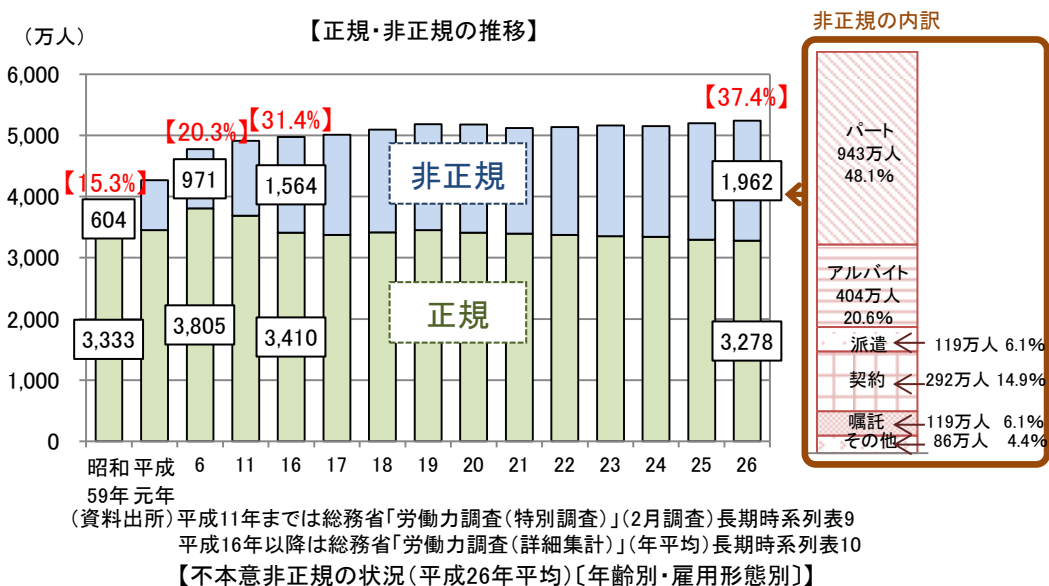
② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(中長期的なキャリア形成支援措置)【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練。
【指定講座数：1,839講座(平成27年9月現在)】
 - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程
(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
 - ・ 専門学校での職業実践専門課程(期間は、2年)
 - ・ 専門職大学院(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(※2) ②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

非正規雇用対策

- 非正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.4%・平成26年平均）。なお、**直近（平成27年7月現在）では、1,956万人（37.0%）**
- また、**正社員として働ける機会がなく非正規で働いている者（不本意非正規）の割合は、非正規雇用労働者全体の18.1%（平成26年平均）**



課題

- 非正規雇用には、**雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題。**
- そのため、**正規を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化を支援するとともに、法整備等を通じ、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇改善を推進することが必要。**

非正規雇用労働者への支援

＜ 正規雇用化等の処遇改善に向けた支援 ＞

- ・フリーター等を支援する『わかものハローワーク』の拠点を拡充し、正規雇用化支援（25年度3か所→26年度28か所）
- ・拡充した『トライアル雇用奨励金』や『キャリアアップ助成金』を活用した正規雇用化の支援
- ・多元的で安心できる働き方の導入促進

＜ 非正規雇用労働者に関する法制面の対応 ＞

- ・有期契約労働者については、『労働契約法』に、有期契約労働者に対する不合理な労働条件を禁止する規定を整備。
- ・パートタイム労働者については、『パートタイム労働法』に、差別的取扱いの禁止や均等・均衡待遇の確保の規定を整備。また、平成27年4月に施行された『改正パートタイム労働法』により、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を更に充実。
- ・派遣労働者については、『労働者派遣法』に、派遣先の労働者との均衡待遇に配慮を求める規定を整備（24年改正で措置）。

（資料出所）総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年平均）Ⅱ-16表

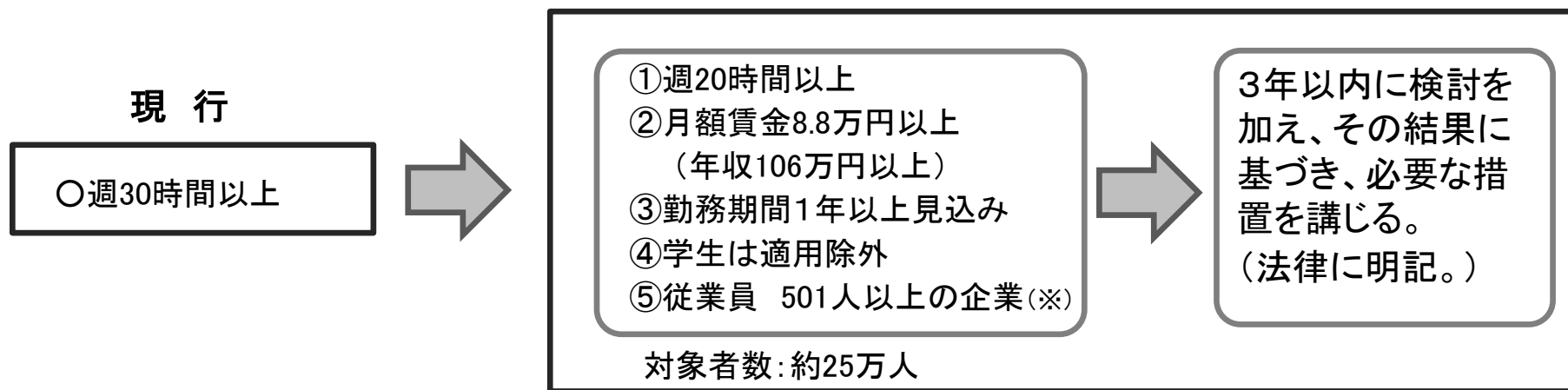
（注）割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答した者の数を分母として算出している。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）

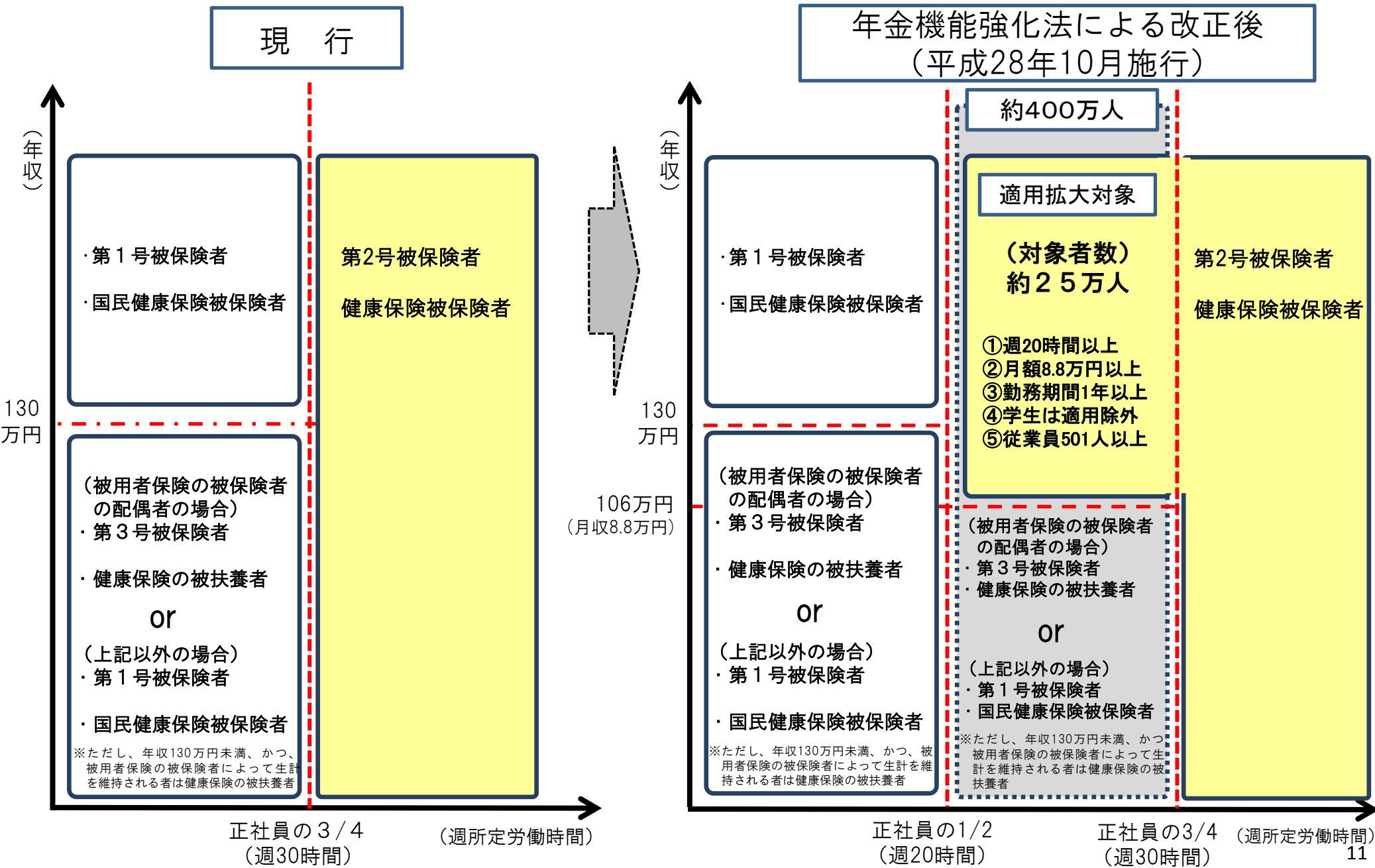


（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(平成28年10月施行)



最低賃金制度について

1. 制度趣旨

○ 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798
目安額(円)	—	0	—	3	3	14	15	7～9	15	6	7	14	16	18
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	※	15	16	18

※ 10円＋2円(全国加重平均の算定に用いる労働者の更新による影響分)

3. 最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)
(地域別最低賃金の原則)

- 第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。
- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
 - 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が
必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備
が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備
が一定程度
整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖
の防止

◆子どもの学習支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

その他の支援

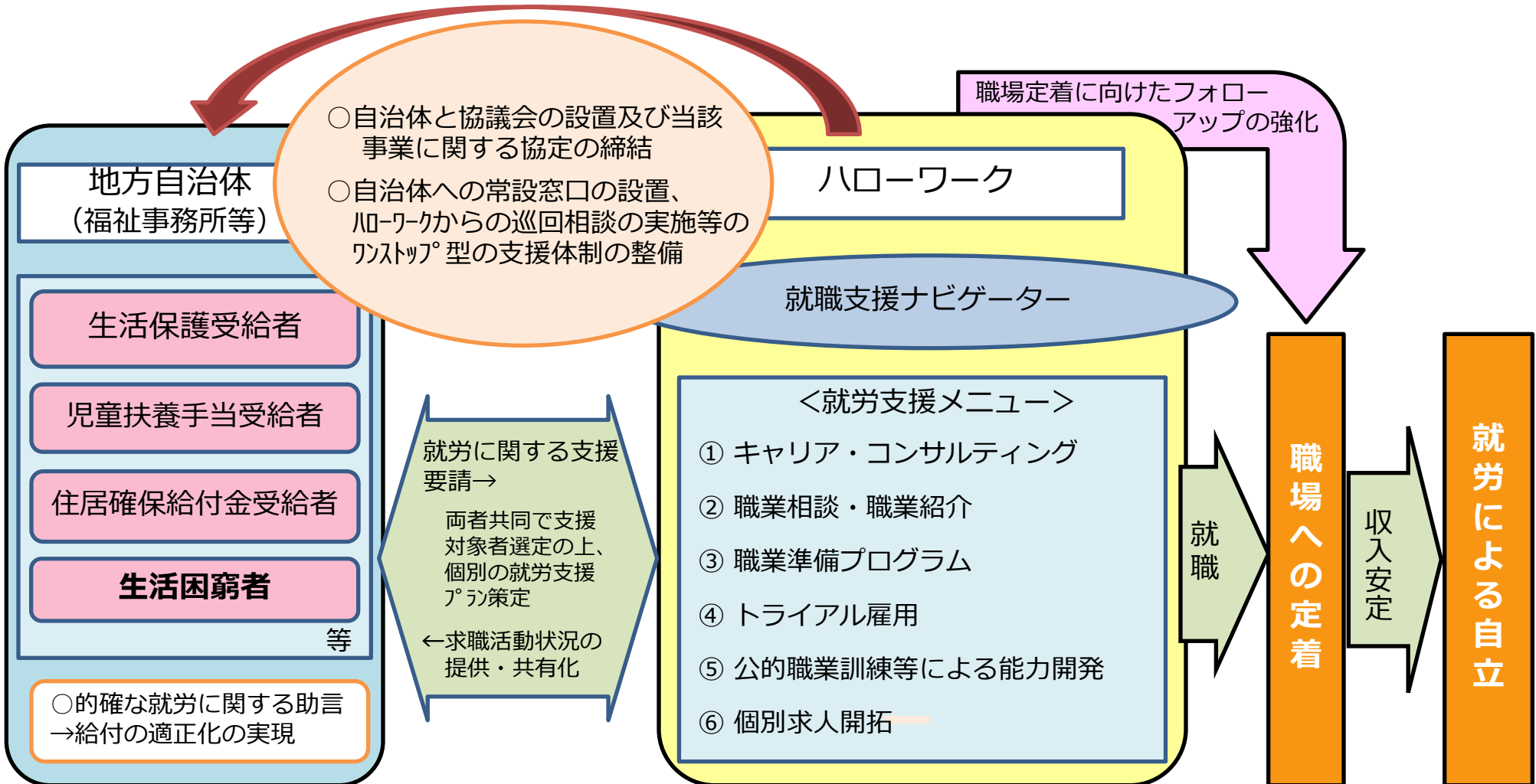
◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

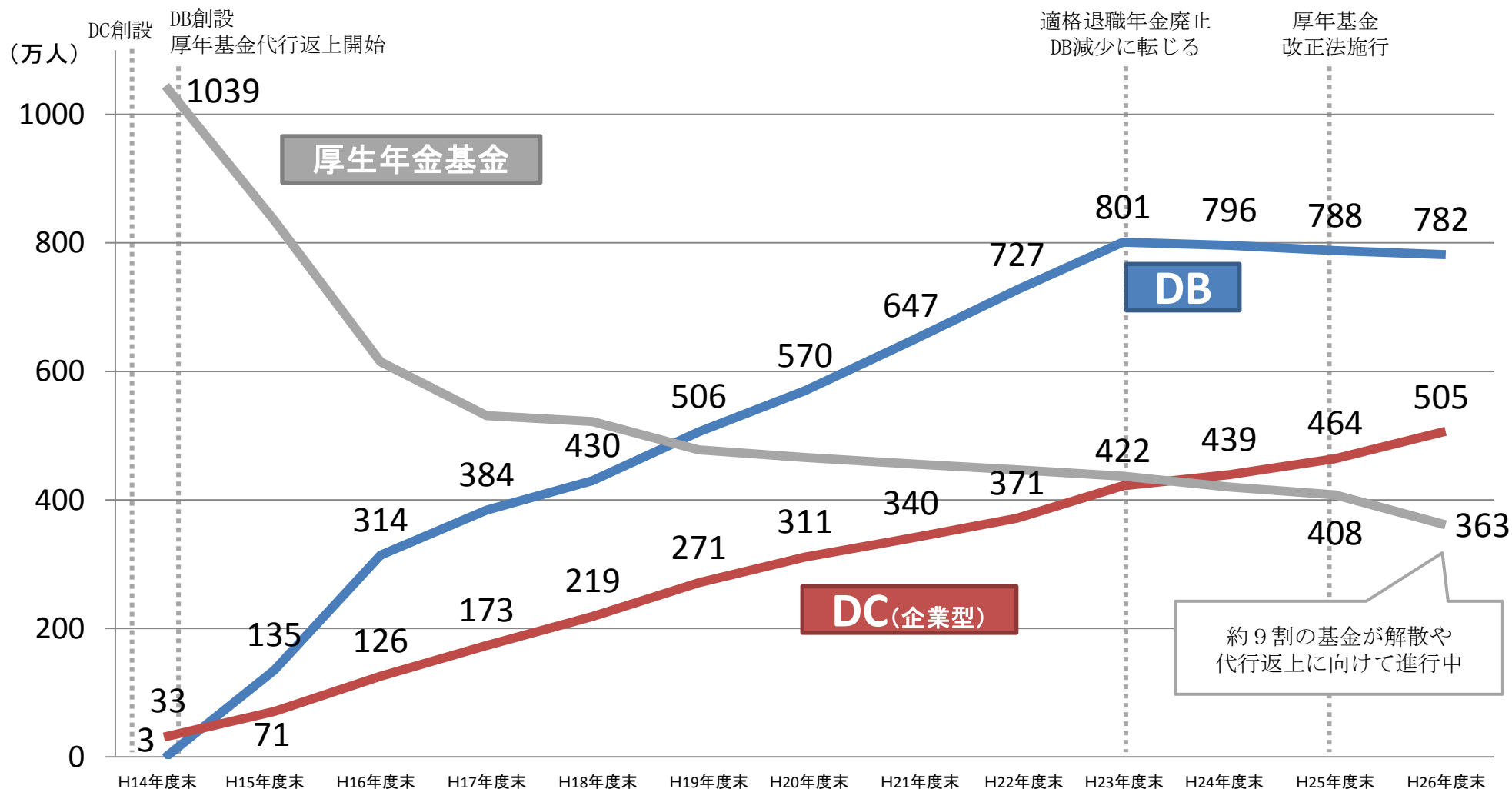
さらに、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたところであり、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



確定給付企業年金・確定拠出年金の概要

		確定給付企業年金	確定拠出年金
制度の概要		厚生年金適用事業所に使用される従業員が対象。厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う制度	国民年金第1号被保険者及び公務員を除く第2号被保険者が対象。拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される制度
掛金負担		事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする	【企業型】事業主負担（加入者も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能） 【個人型】加入者負担
給付		【開始時】 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金	【開始時】 60歳以上65歳以下（加入期間によって異なる） 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金
税制	拠出時	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 生命保険料控除（年4万円限度）	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 小規模企業共済等掛金控除＜拠出限度額あり＞
	運用時	積立金について1.173%の特別法人税を課税 （注）平成28年度まで課税停止	積立金について1.173%の特別法人税を課税 （注）平成28年度まで課税停止
	給付時	【老齢年金】 雑所得課税（公的年金等控除） 【老齢一時金】 退職所得課税（退職時のみ）又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税（公的年金等控除） 【老齢一時金】 退職所得課税（退職時のみ）又は一時所得課税

確定給付企業年金・確定拠出年金導入後の動向



(出所) DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

柔軟で弾力的な給付設計の基本的仕組み

- DB制度では、運用等のリスクが事業主に偏る一方、DC制度では、運用のリスクが加入者に偏ることとなり、DB・DCの二者択一では、労使のどちらかにリスクが偏る構造にある。
※ 伝統的なDB制度では事業主の負担が重たいとして、DC制度への移行が進む傾向が世界的に見られる。
- こうしたリスクの偏りをなくし、労使でリスクを柔軟に分け合うことを可能とするためには、DB制度とDC制度の中間的な仕組み(柔軟で弾力的な給付設計)が必要と考えられる。

DB制度

積立不足が発生したら、事業主が追加拠出により補填する必要がある

||

事業主にリスクが集中

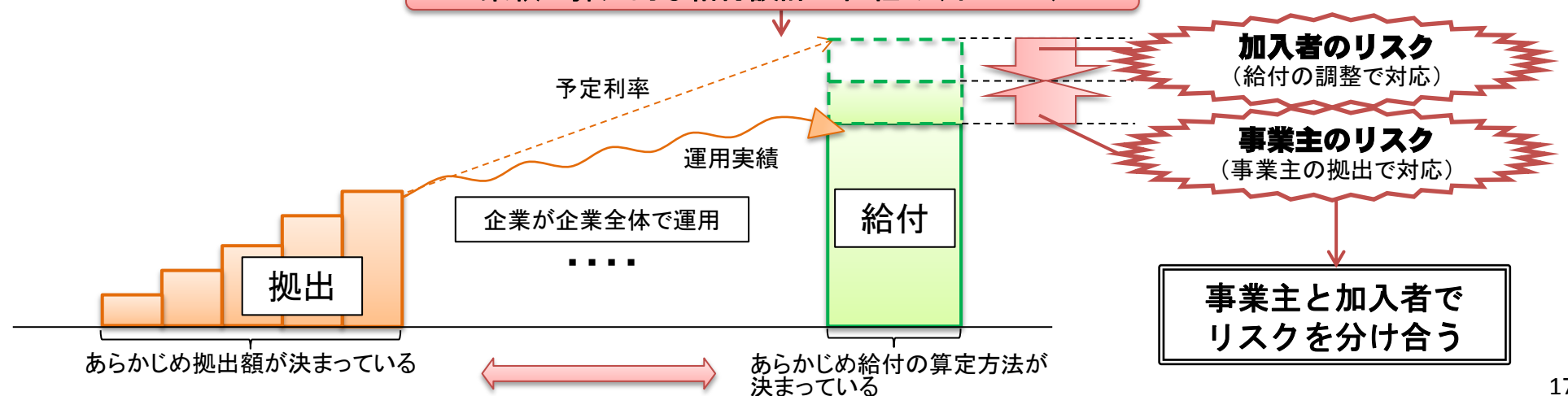
DC制度

運用が低調でも、事業主による補填はなく、加入者の自己責任

||

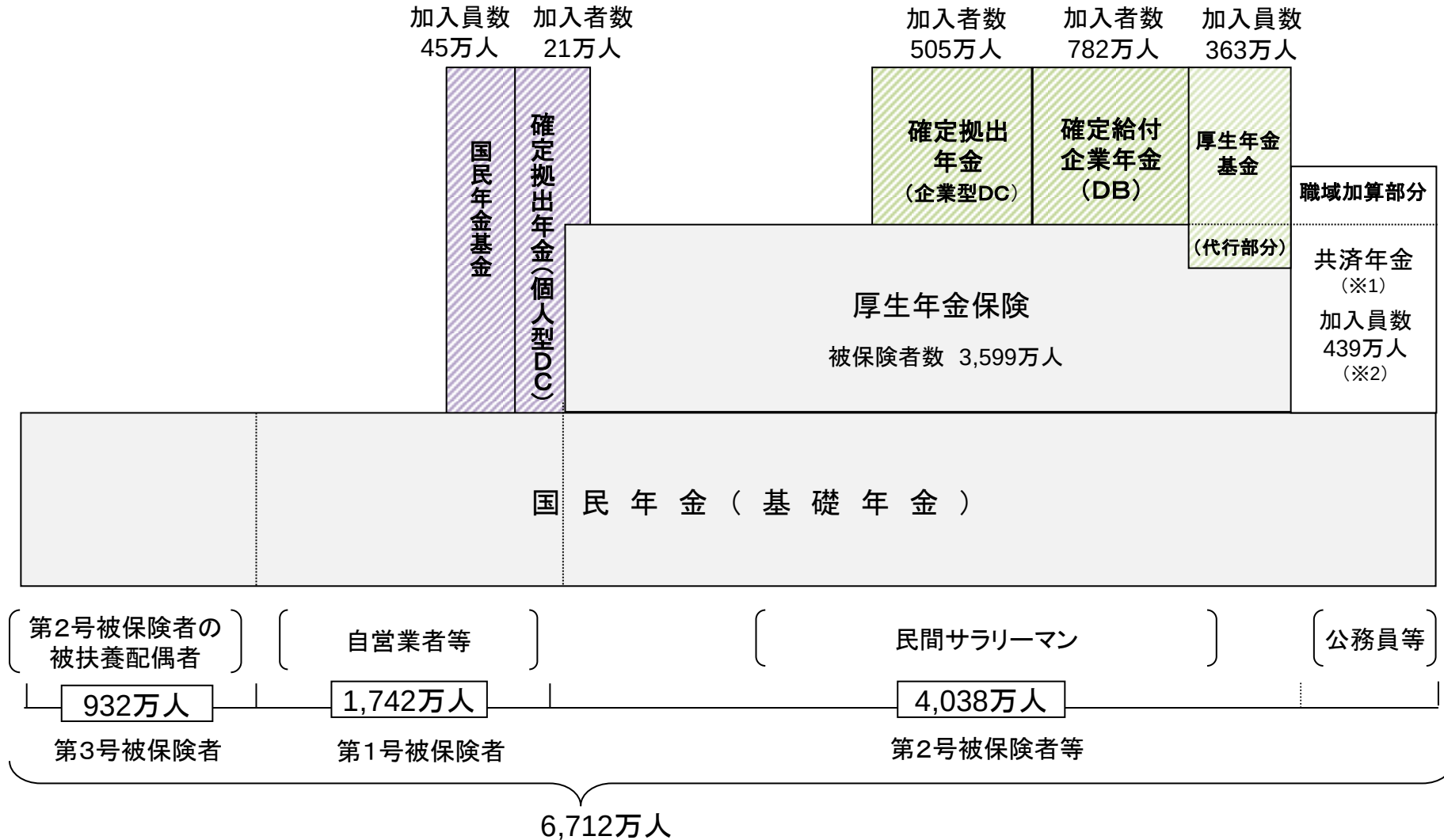
加入者にリスクが集中

柔軟で弾力的な給付設計の仕組み(イメージ)



年金制度の体系【現状】

(平成27年3月末現在)



(※1) 本年10月以降、被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金保険に統合される予定。共済年金の3階部分として、現行の「職域加算部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設される。

(※2) 平成26年3月末の加入員数。

(2) 子育て世代への支援

- ① 子育てをめぐる現状と課題
- ② 子どもの貧困対策
- ③ ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行（平成26年合計特殊出生率 1.42）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
日本：1.36%、仏：2.85%、英：3.78%、スウェーデン：3.46%（2011年）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・
子育て支援の充実

少子化対策について

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、「少子化社会対策大綱」等に基づき、関係府省と連携して「切れ目ない支援」に取り組んでいく

(現状・課題)

(厚生労働省の取組)

【結婚】

- 独身男女の結婚希望は約9割。一方、未婚率は上昇
- 雇用の不安定さ・低所得が背景

- ◇「**正社員実現加速プロジェクト**」の推進(非正規雇用労働者の正社員転換等を支援する「キャリアアップ助成金」の拡充等)
- ◇「**若者雇用促進法**」(将来を担う若者が安心して働ける環境づくり、今国会で成立)など

【妊娠・出産】

- 妊産婦の孤立感・不安感、育児不安の高まり
- 妊娠期から子育て期までの支援が縦割り、連携不足

- ◇「**子育て世代包括支援センター**」(ワンストップ相談拠点、27年度までに150か所、おおむね5年後までに全国展開)
- ◇**産前・産後サポート事業、産後ケア事業**(専門家や子育て経験者等による相談支援、宿泊等による心身のケア等を地域の実情に応じて実施)
- ◇**周産期医療体制のあり方に関する検討会**の開催(新たな周産期医療体制整備の方向性、周産期における救急・災害時の体制整備等について検討、27年8月～)など

【子育て】

- 深刻な待機児童問題や「小1の壁」、地域の実情に応じたサービスの不足
- 厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の増加
- 児童虐待の相談件数の増加

- ◇**子ども・子育て支援新制度**の施行(安定財源の確保)
- ◇「**待機児童解消加速化プラン**」の推進(25～29年度で約40万人分整備)
- ◇「**放課後子ども総合プラン**」の推進(31年度までに約30万人分整備)
- ◇**ひとり親家庭・多子世帯等の自立の支援、児童虐待防止対策の強化**(年末を目途に政策パッケージを策定し、児童福祉法等の改正法案の次期通常国会提出を目指す)
- ◇**子どもの医療制度の在り方等に関する検討会**の開催(子どもの医療分野における課題等について検討、27年9月～)など

【ワークライフバランス】

- 子育て世代の男性の長時間労働
- 第1子出産前後で約6割の女性が退職

- ◇「**労働基準法等の一部を改正する法律案**」(長時間労働の抑制等、今国会に提出)
- ◇育児休業の取得促進等(次世代育成支援対策推進法等に基づく取組み、**育児・介護休業法の見直しに向けた検討**)など

子ども・子育て支援新制度の全体像

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業（新規）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業（新規）
- ・多様な主体参入促進事業（新規）

ひとり親家庭・多子世帯等の自立応援の方向性

現状

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加
- ・昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- ・母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- ・母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

現在厚生労働省で講じている施策

○ひとり親家庭等に対し、主に以下の施策を実施。

支援の方策	主な内容
生活支援	総合相談 市町村福祉部局、母子家庭等就業・自立支援センター、児童相談所
	経済的支援 児童扶養手当、生活保護
	住宅 母子生活支援施設
	子育て支援 保育所等、放課後児童クラブ、日常生活支援
就業支援	相談・マッチング ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、就業支援専門員
	職業訓練 公的職業訓練、ジョブ・カード、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金
	就業機会の確保 特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金
教育支援	修学資金 子供の就学支度資金、修学資金貸付
	学習支援 学習支援ボランティアの派遣
その他	養育費 養育費相談支援センターでの相談
	面会交流 面会交流支援事業の実施

課題と方向性

<現行施策の主な課題>

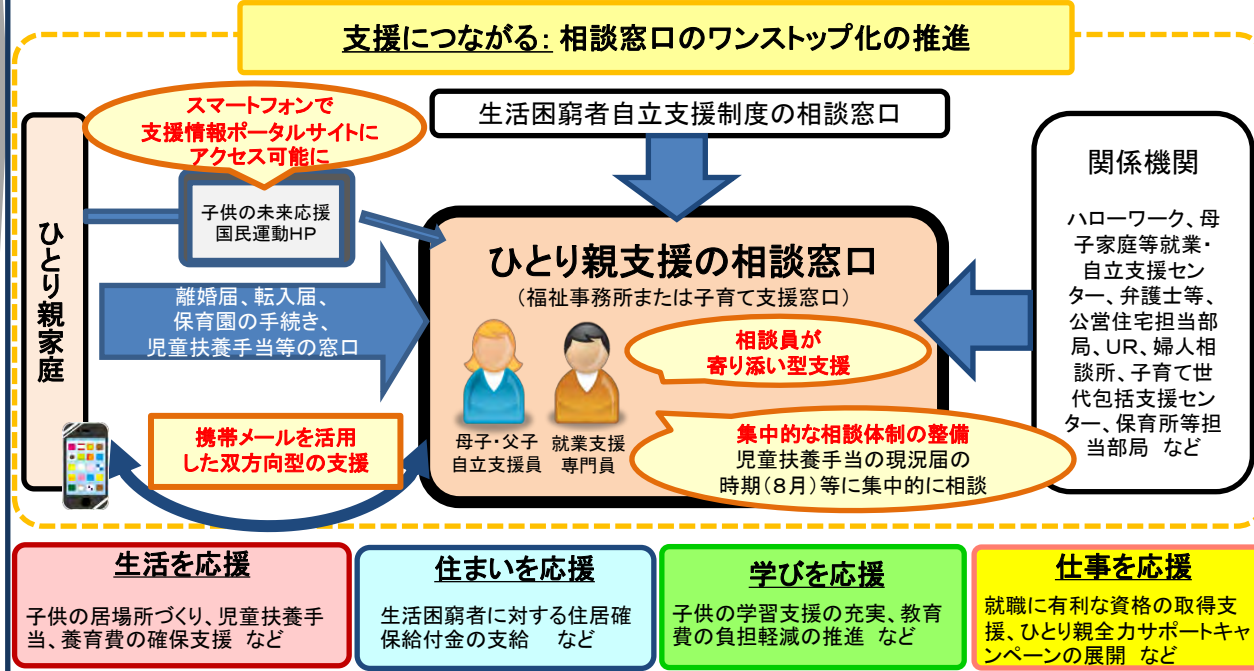
- 支援が必要な方に行政のサービスが十分に届いていない
- 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
- ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
- 安定した就労による自立の実現

<今後の方向性>

- ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、自治体のワンストップ窓口の整備、子どもの居場所づくり、児童扶養手当、子どもの学習支援や親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせる効果的に支援。

⇒年末を目途に政策パッケージを策定。財源確保の方策については幅広く検討。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)



社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」を展開(支援情報ポータルサイトの開設、民間資金を核とした基金創設等)

子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満				
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）				
費用負担	○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（1.5/1000）を乗じて得た額。						
		被用者		非被用者		公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上) 児童手当	国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3		所属庁 10/10
			事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45		国 2/3 地方 1/3		
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上) 児童手当	国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3		所属庁 10/10	
		国 2/3 地方 1/3		国 2/3 地方 1/3			
財源内訳 (27年度予算)	[給付総額] 2兆2,299億円（内訳）国負担分：1兆2,356億円（1兆2,377億円） 地方負担分：6,178億円（6,188億円） 事業主負担分：1,821億円（1,801億円） 公務員分：1,944億円（1,990億円） ※（ ）内は前年度予算額						
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 （いずれも市町村が実施するかを判断）						

●児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則 (検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

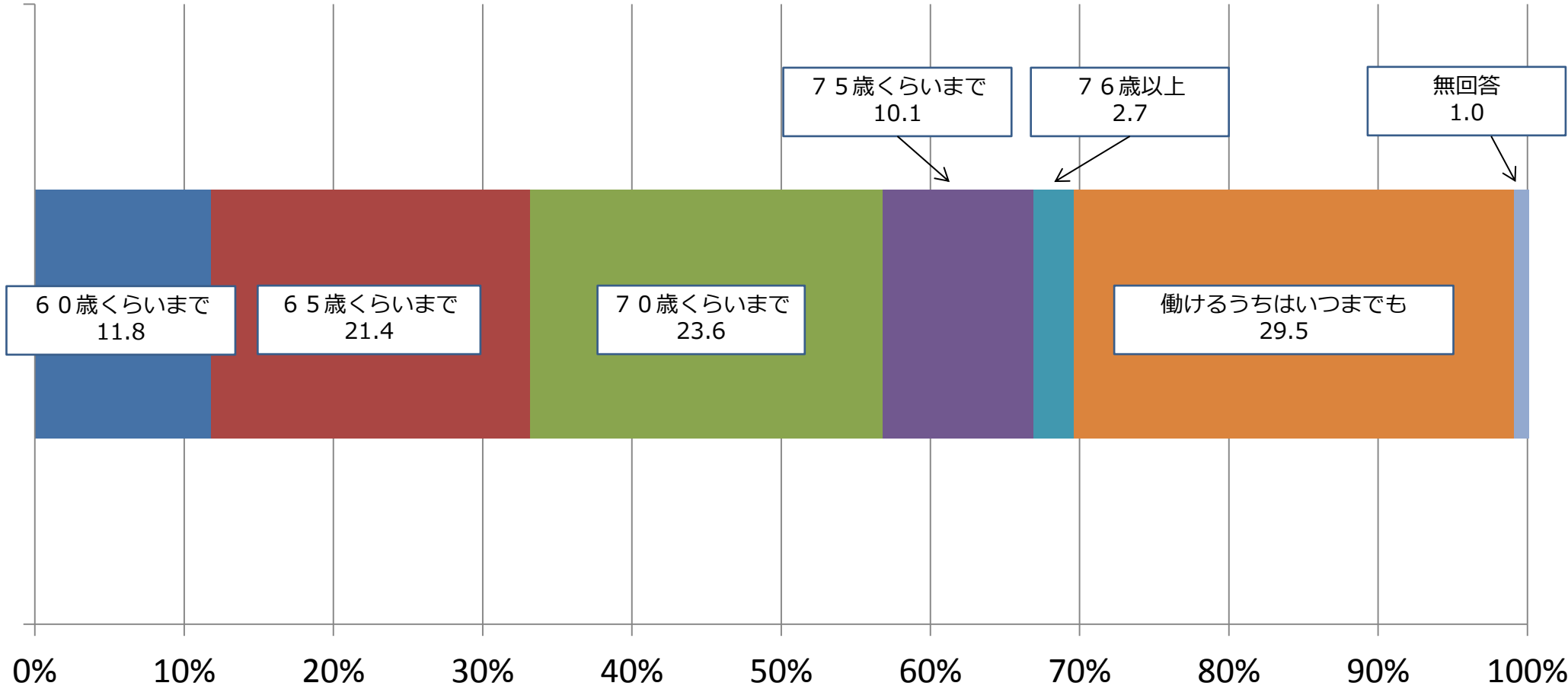
(3) 高年齢世代への支援

- ① 高年齢者の雇用就業対策
- ② 公的年金の規模と役割

高年齢者の高い就業意欲

我が国の高年齢者の就業意欲は非常に高く、内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（2013）によると、65歳以上まで働きたいと回答した人が約9割を占めている。

いつまで働きたいか（60歳以上の人）



資料出所：内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)

(注) 60歳以上の男女を対象とした調査(n=1,999)

高年齢者の雇用就業対策

高年齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）

○65歳未満の定年を定めている事業主に対して、以下のいずれかの措置（雇用確保措置）を講じるようハローワーク等で啓発指導等を実施

①定年の引上げ / ②継続雇用制度の導入 / ③定年の定め廃止

高年齢者の再就職支援の充実・強化

○主要ハローワークに高年齢者雇用相談窓口を設置し、就労支援チームによる支援等を実施

○シニアワークプログラム事業の実施

…事業主団体、ハローワーク等が連携して、技能講習・採用面接会等を一体的に実施

○特定求職者雇用開発助成金（高年齢者等の雇い入れを行う事業主に対する助成。65歳以上の高齢者にも活用可）等の各種助成金の支給

「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進（65歳以降の就労機会の確保に向けた取組）

企業支援

年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

○生涯現役社会実現事業の実施

…地域の中核的な役割を果たす業界団体における取組を通じた地域の機運醸成や、事業主に対する生涯現役社会に向けた雇用管理相談、高年齢者を対象とした職業生活設計セミナーの開催等を実施

○高年齢者雇用安定助成金の支給

…高年齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成

○年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助

…高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーが生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施等

地域 高年齢者支援

高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

○シルバー人材センターの活用により会員の拡大や就業機会の拡大を図り、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(25年度末) 6,718万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,805万人



3,967万人



945万人

○受給権者数(25年度末) 3,950万人

・老齢基礎年金 (25年度)
平均額: 月5.7万円

・老齢厚生年金
1人あたり平均額: 月15.7万円
(基礎年金を含む)



保険料

35.1兆円 (平成27年度予算ベース)

国民年金保険料 : 15,590円(H27.4~)

厚生年金保険料率: 17.474%(H26.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、29,706円
(=34万円×17.474%×1/2)を、本人が月々負担。

年金給付

54.2兆円 (平成27年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
57.4兆円(平成27年度予算)

年金制度

国民年金

厚生年金

共済年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(平成25年度末)
160.4兆円(時価ベース)
※代行部分等含む

国等

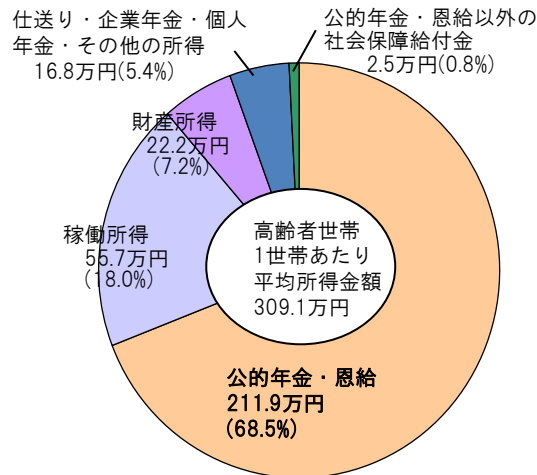
年金への
国庫負担

12.2兆円

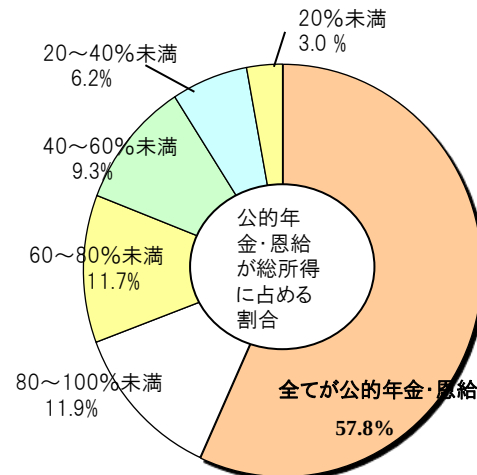
(平成27年度
予算ベース)

年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割



6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県(30.9%)	18.0%	24.9%
鳥取県(28.2%)	17.5%	20.7%
高知県(31.1%)	17.4%	19.2%
秋田県(31.6%)	16.4%	18.5%
山口県(30.2%)	16.0%	22.0%
奈良県(26.7%)	15.9%	20.8%
山形県(29.1%)	15.5%	19.4%

高齢化率: 総務省「人口統計」(平成25年)

都道府県別年金総額: 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成23年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)

県民所得・家計最終消費支出: 内閣府「県民経済計算」(平成23年度)

(資料)平成25年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(資料)平成25年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

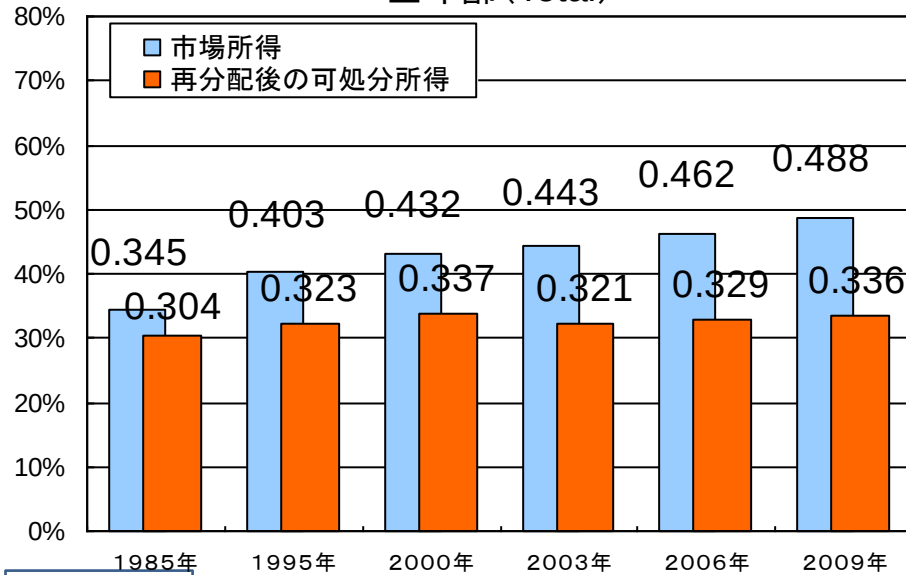
(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

公的年金制度が再分配に果たす役割

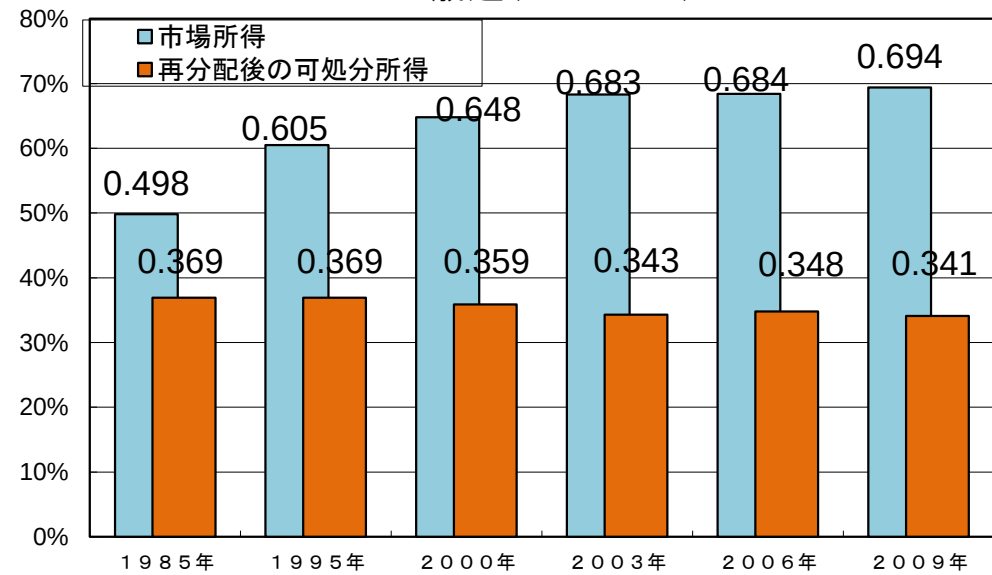
○ 社会全体の高齢化が進む中で、年金制度は一定の再分配効果を有している。

ジニ係数

全年齢 (Total)

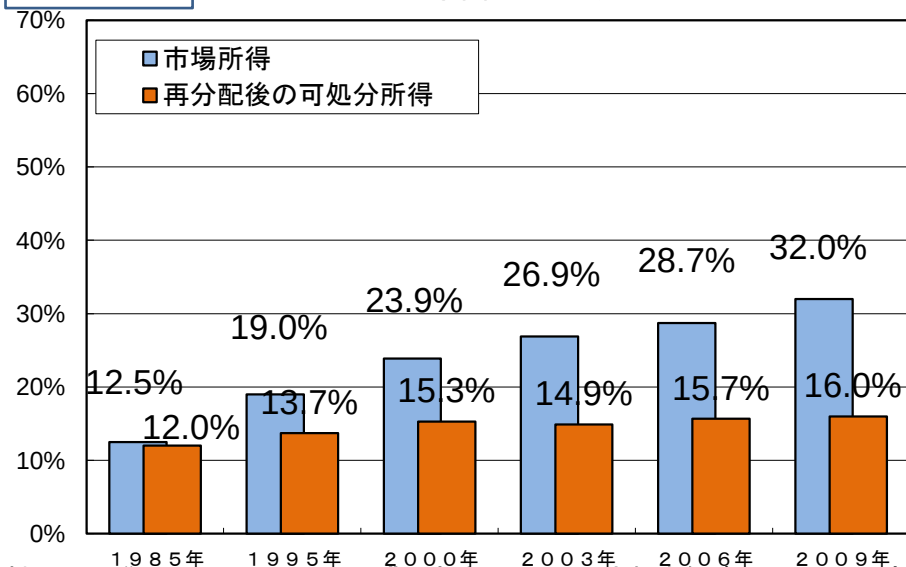


65歳超 (Above 65)

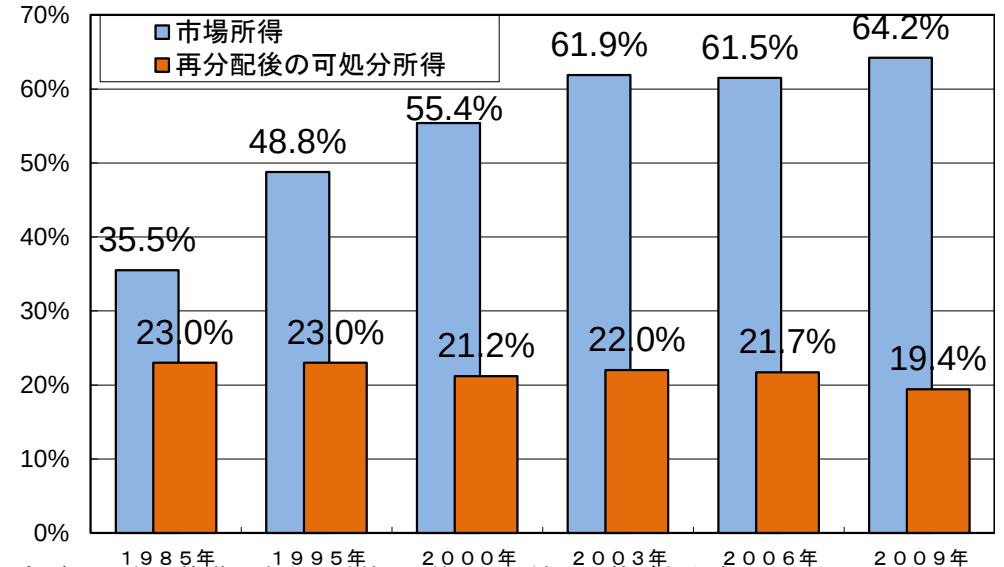


貧困率

全年齢 (Total)



65歳超 (Above 65)



(資料) OECD "Income Study Project" の方式に沿って国立社会保障・人口問題研究所の研究が国民生活基礎調査を再計算して算出した結果に基づき作成

2 社会保障給付及び社会保険料負担の動向

(1) 社会保障の給付と負担の全体状況

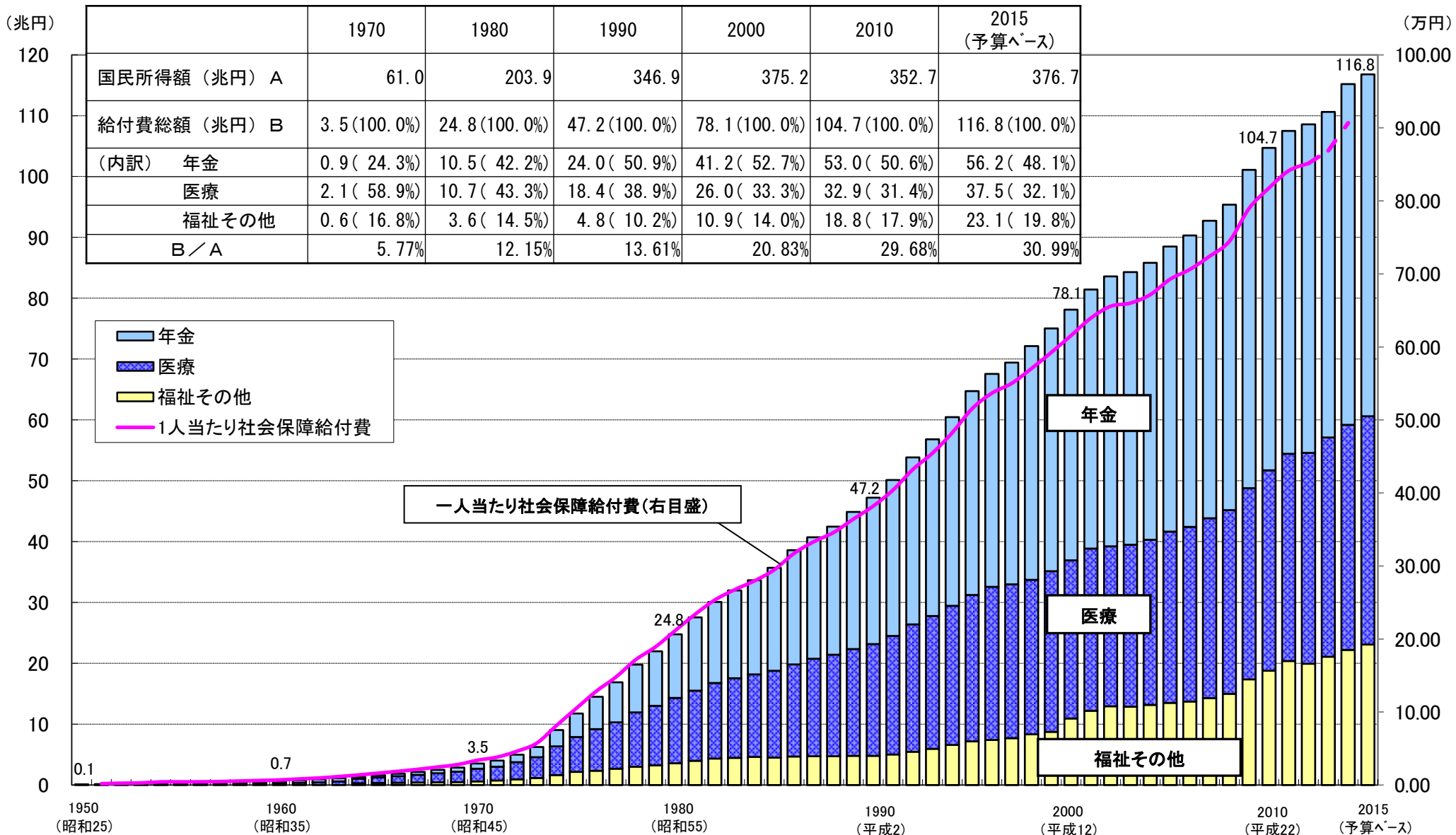
(2) 制度別の動向

① 医療保険

② 介護保険

③ 年金

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年度社会保障費用統計」、2013年度、2014年度、2015年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2015年度の国民所得額は「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成27年2月12日閣議決定)」

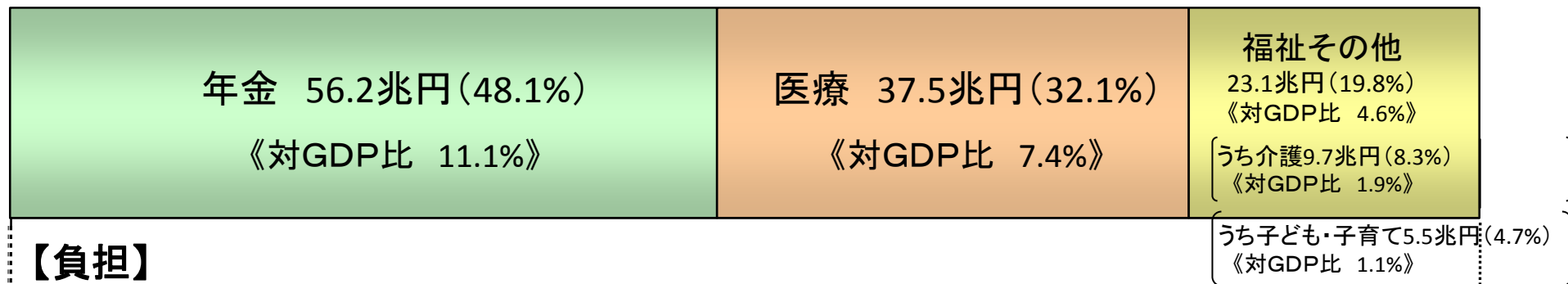
(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2015年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障の給付と負担の現状(2015年度予算ベース)

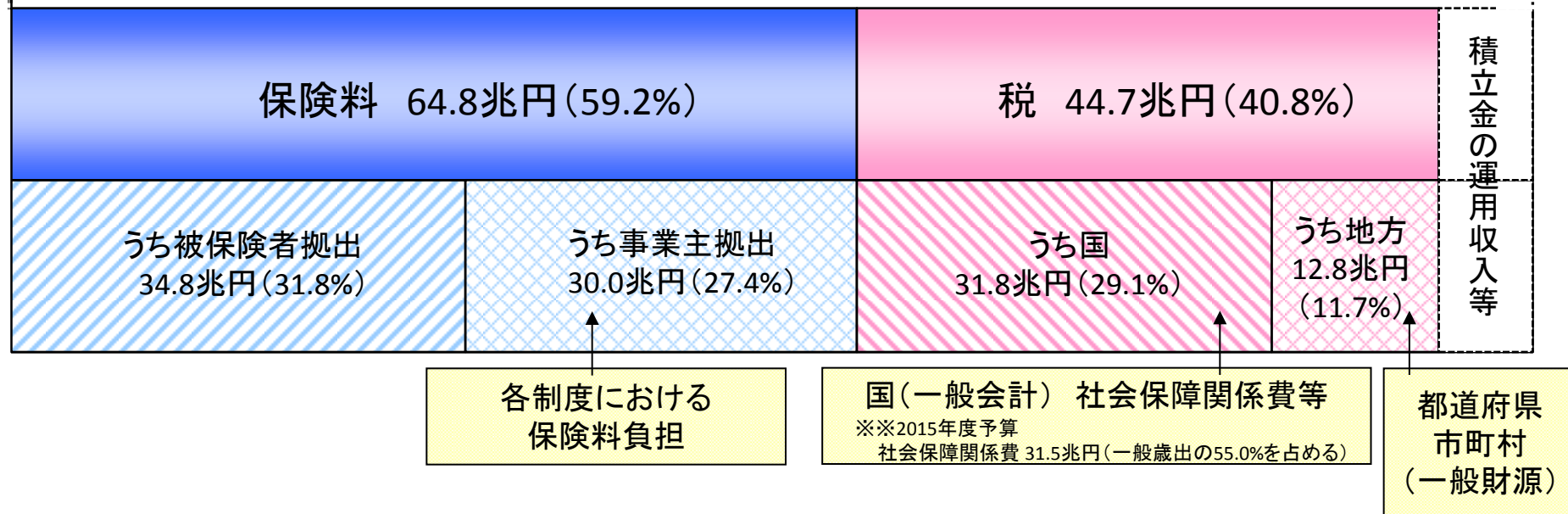
社会保障給付費(※) 2015年度(予算ベース) 116.8兆円 (対GDP比 23.1%)

【給付】

社会保障給付費



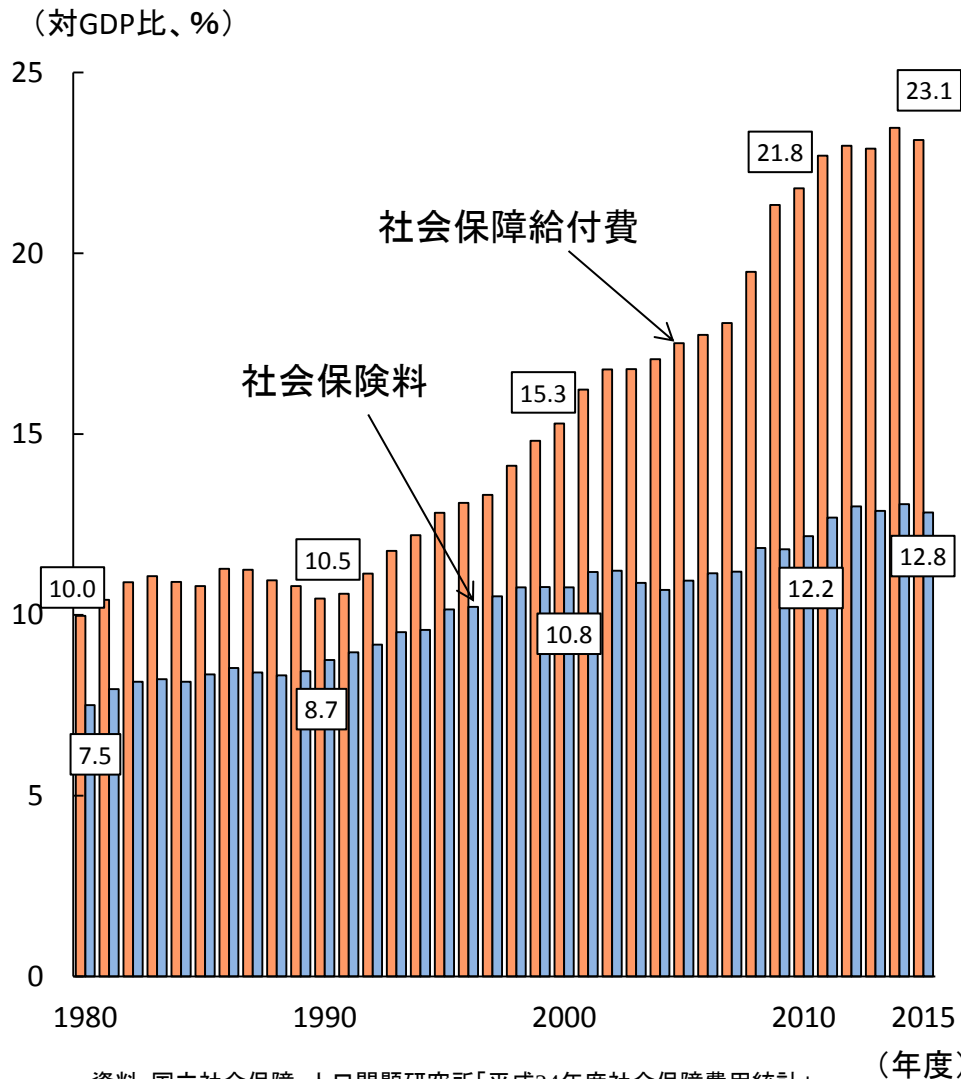
【負担】



※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

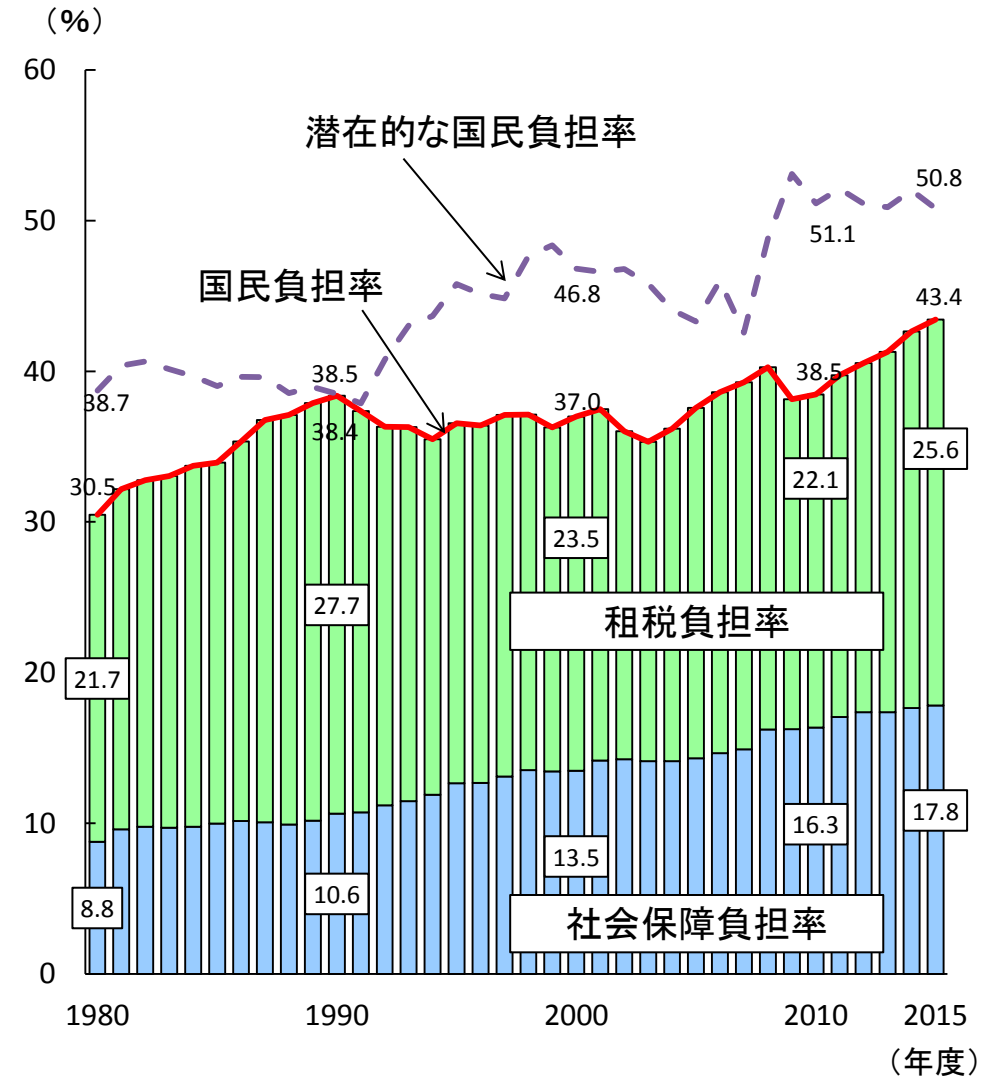
社会保障給付費、社会保険料、国民負担率等の推移

(1) 社会保障給付費と社会保険料(対GDP比)



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成24年度社会保障費用統計」
 2013年度、2014年度、2015年度(予算ベース)は厚生労働省推計
 2015年度のGDPは「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成27年2月12日閣議決定)」による

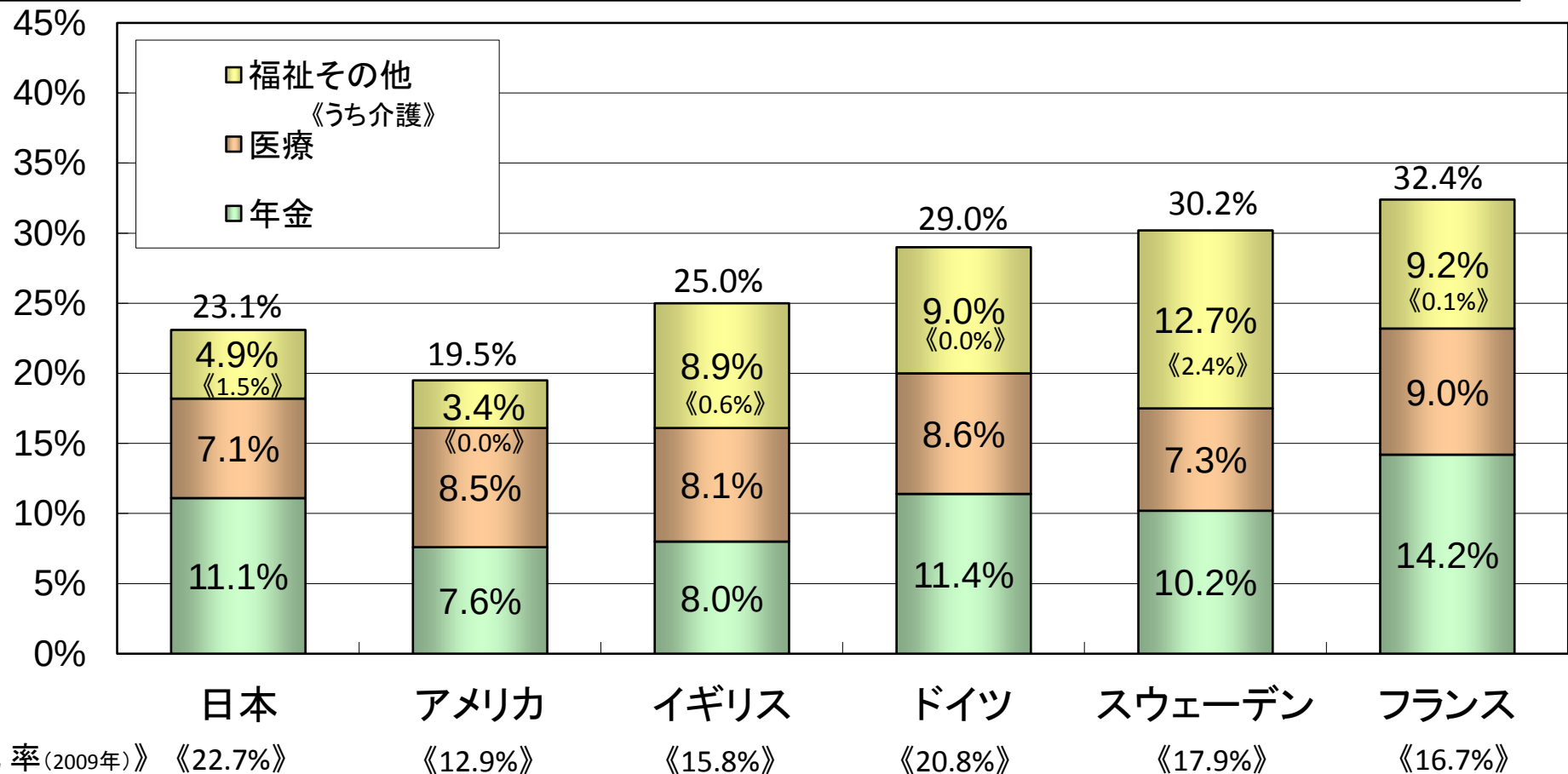
(2) 国民負担率等



資料: 財務省ホームページ
 2013年度までは実績、2014年度は実績見込み、2015年度は見通し
 国民負担率は租税負担率と社会保障負担率の合計
 潜在的な国民負担率は国民負担率と財政赤字(対国民所得比)の合計

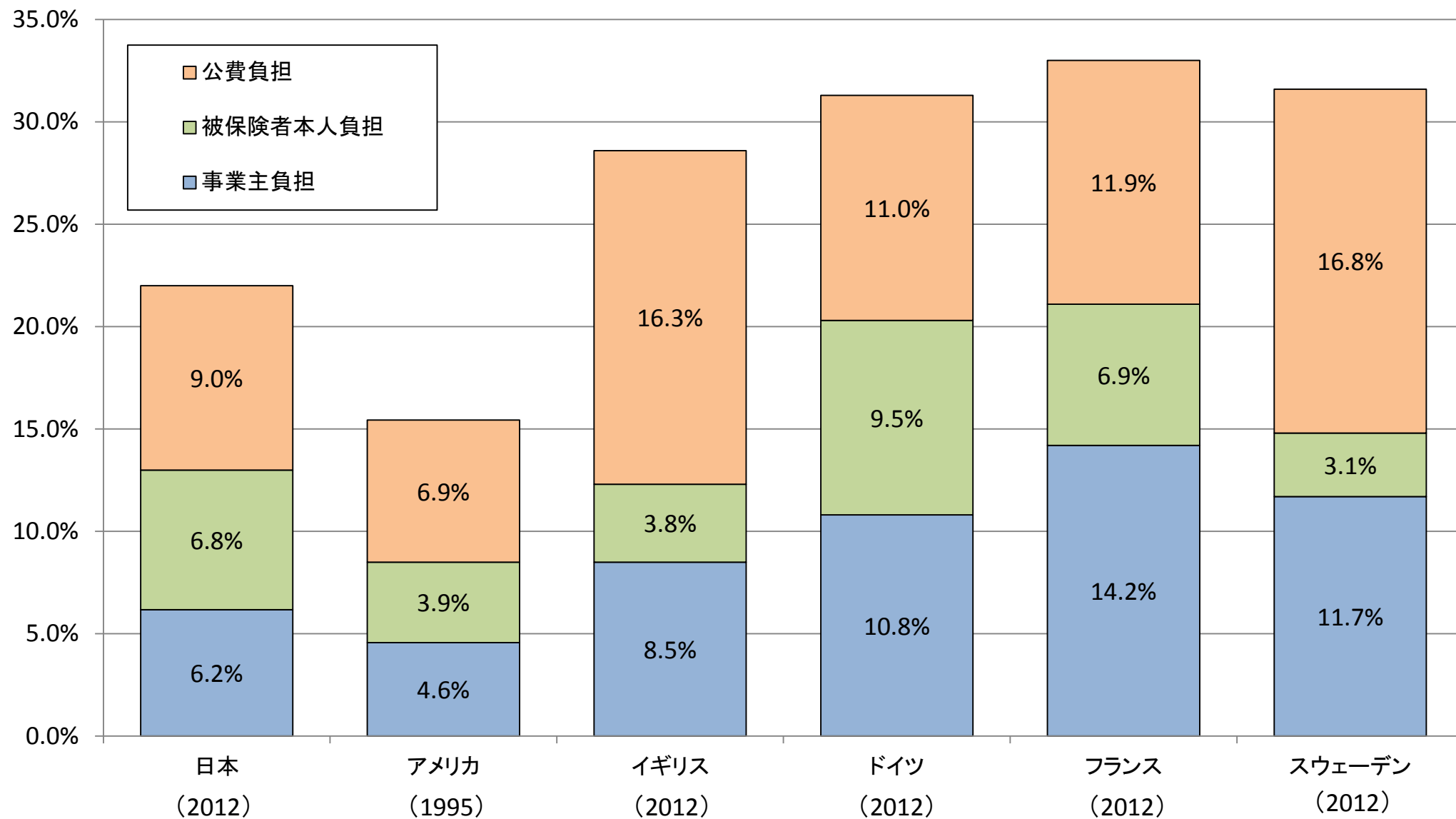
社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・ 医療 — 米国や欧州諸国を下回る規模
 - ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



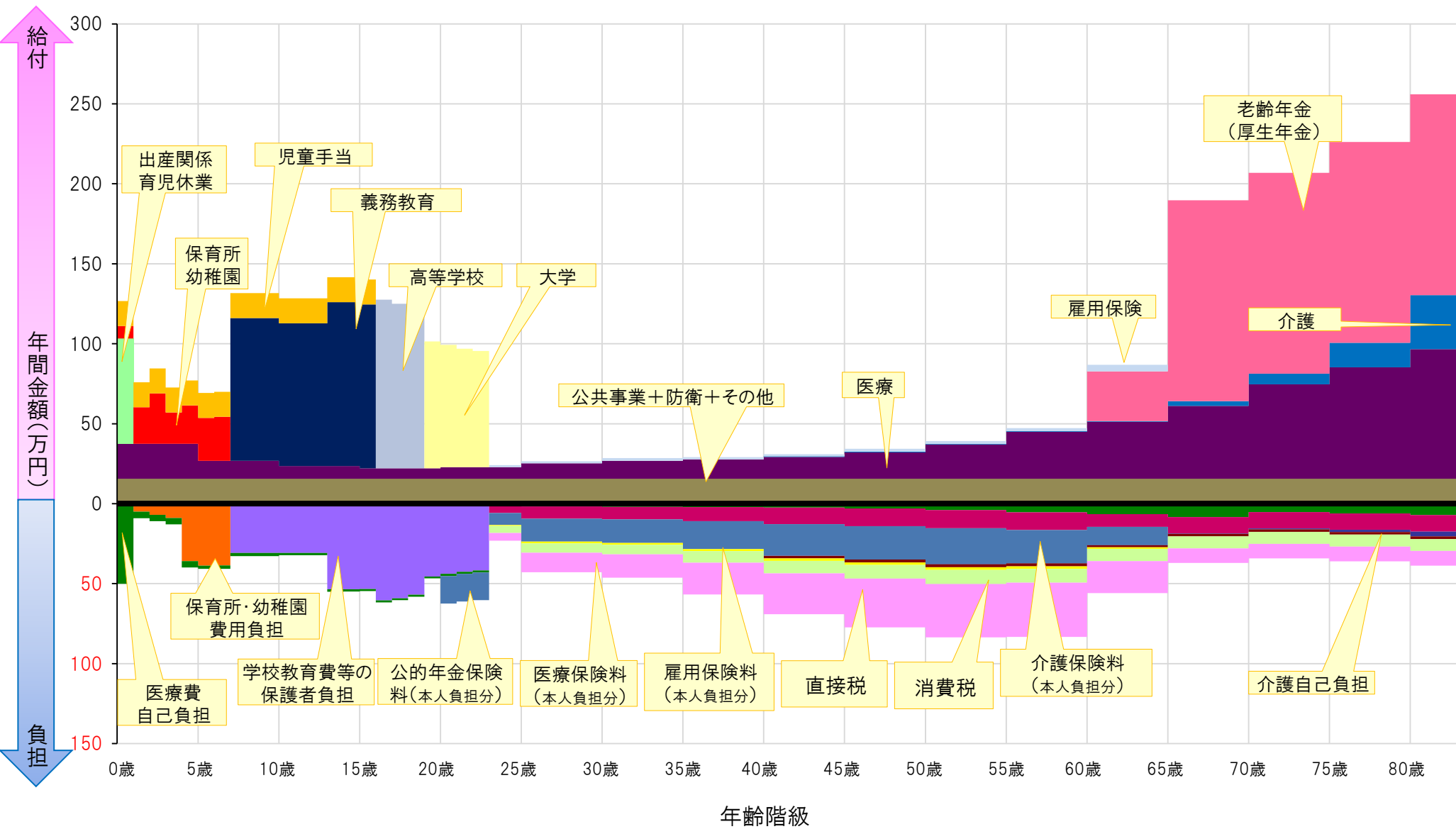
(注) OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2009年。
OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
高齢化率は OECD: Elderly population (indicator)

社会保障財源の対GDP比の国際比較



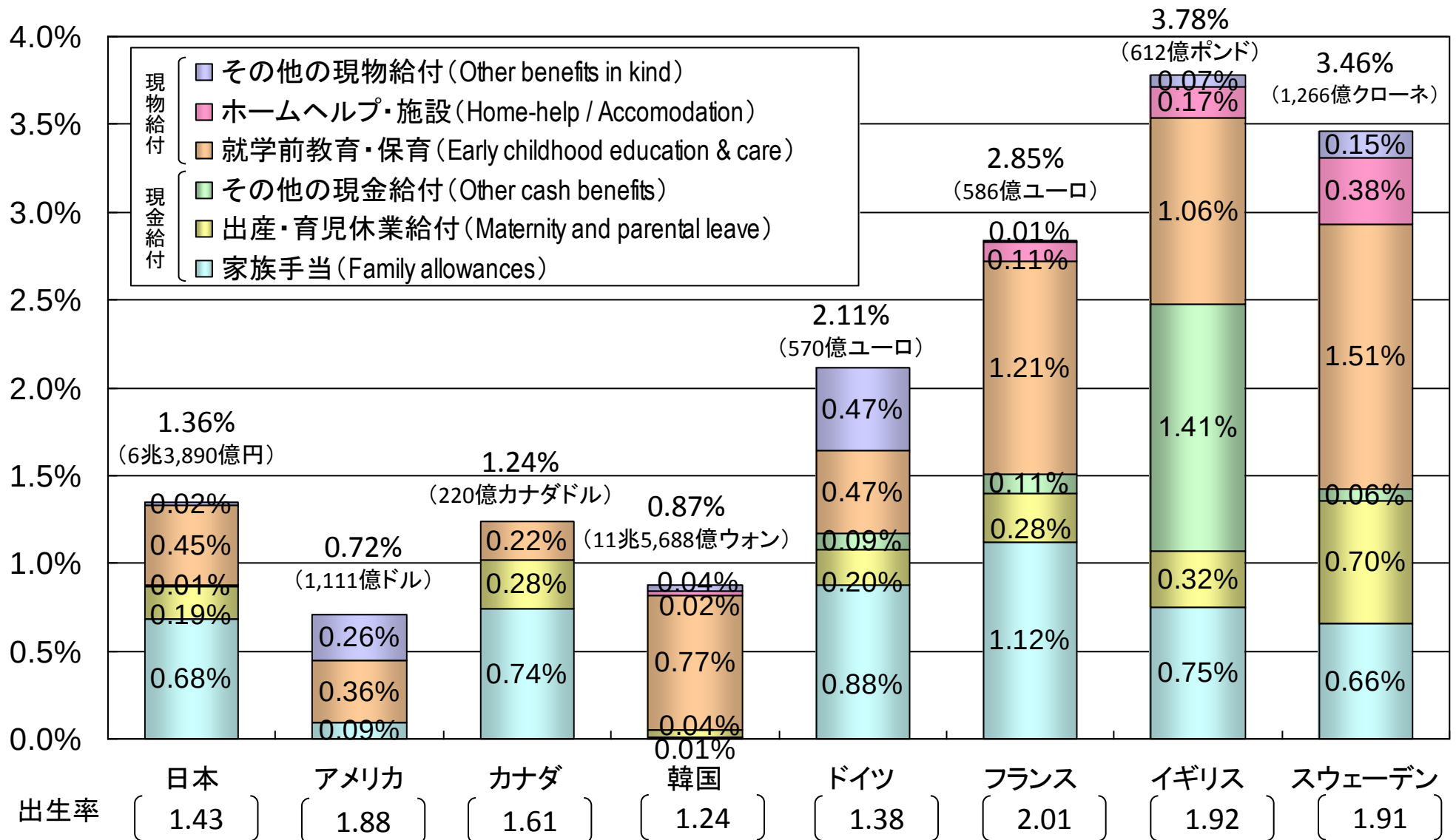
(資料) 社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(日本)、「社会保障費国際比較基礎データ」(アメリカ)、Eurostat
“European Social Statistics” (イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



- (注) 1. 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
 ただし、「公共事業+防衛+その他」については、平成22年度予算ベース。
2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。
3. 負担という観点からは、将来世代の負担として、公債金(平成22年度予算ベースで約44兆円、国民1人当たり約35万円)がある点についても留意が必要である。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2011年)



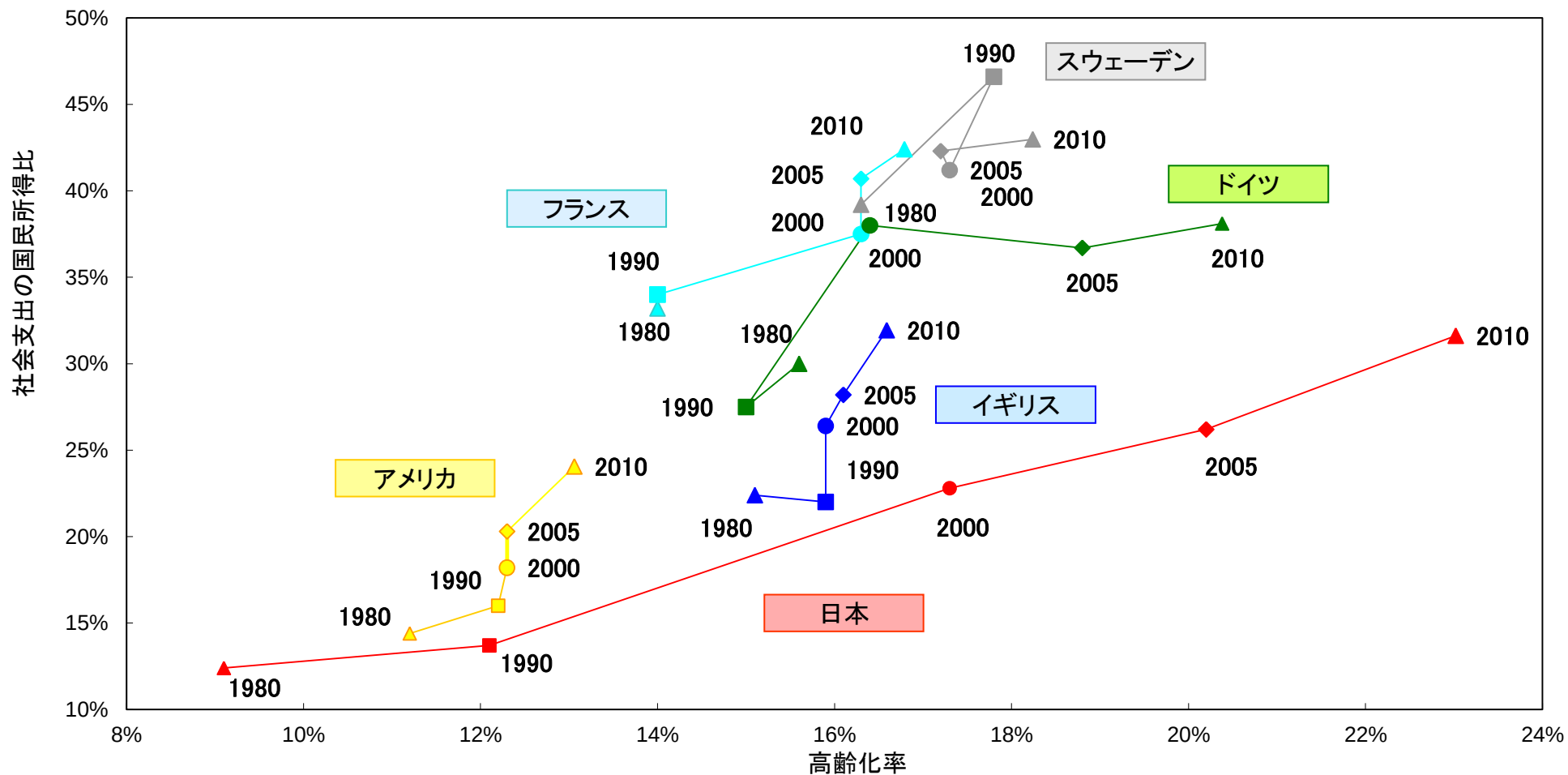
※資料: OECD Social Expenditure Database 2015年2月取得データより作成

出生率については、2012年(ただし、日本は2013年。カナダ及び韓国は2011年)の数値

(日本は「人口動態統計」、諸外国は各国政府統計機関による)

高齢化率と社会保障の給付規模の国際比較

- 日本は1980年から2010年までの30年間で高齢化率は約15%上昇しており、社会支出の国民所得比も約20%程度増加している。一方、スウェーデン・フランスは40%を超えている。
- イギリス・アメリカなどは、高齢化率はさほど大きく変わらないものの、その社会支出の国民所得比は5~10%程度上昇している。



出典：実績はOECD：“Social Expenditure Database 2009”等”に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。

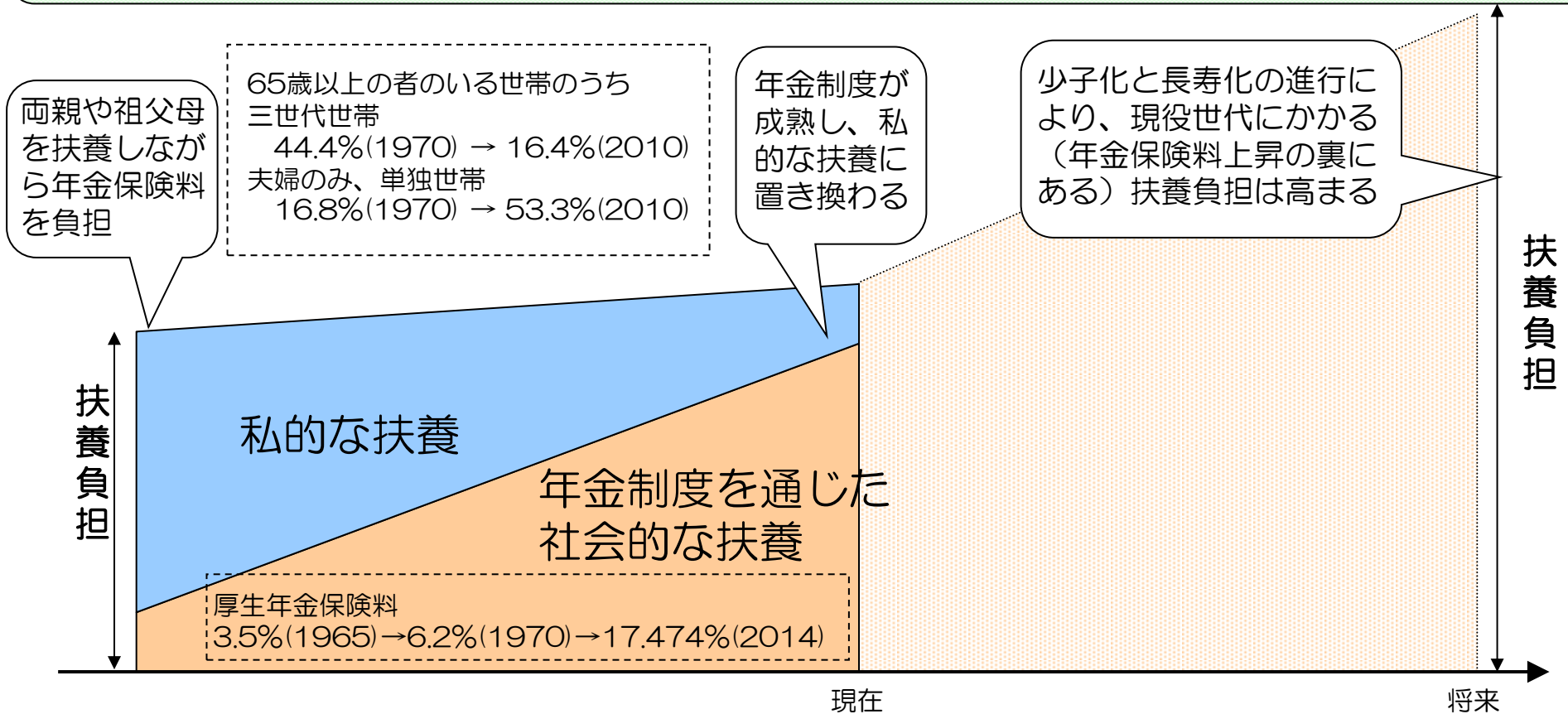
実績はOECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用（公的住宅費用、施設整備費等）も計上されている。

諸外国の社会支出の国民所得比は実績は2009年。

高齢化率は・日本：国勢調査（総務省統計局）／諸外国（U.N.WORLD POPULATION PROSPECTS(OECD Health Data)）

「私的な扶養」と「社会的な扶養」の関係

- 都市化、核家族化が進む中で、私的な扶養から社会的な扶養へ移行
- すなわち、
 - ・ かつては、私的な扶養負担を抱えながら、保険料負担をしてきた
 - ・ 一方で現在は、社会的扶養の仕組みが成熟してきたことにより、私的な扶養負担が小さいものとなっている



※ したがって、単純に支払った保険料と年金受給額のみを比較するのではなく、こうした社会における扶養の変化を考慮する必要があるが、さらに、現在の高齢世代は、保険料負担は相対的に小さく、加入できた年数も相対的に短いため、年金給付が同程度であっても、負担に対する比率は、将来の高齢世代よりも大きくなることに留意が必要である。

我が国の医療提供体制の概要

・75歳以上
1割負担
(現役並み所得者は3割負担)

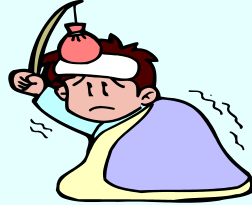
・70歳から74歳
2割負担※
(現役並み所得者は3割負担)

・義務教育就学後から69歳
3割負担

・義務教育就学前
2割負担

※平成26年4月以降に新たに70歳になる者 2割
同年3月末までに既に70歳に達している者 1割

患者(被保険者)

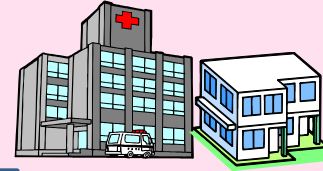


患者負担4.7兆円

②受診・窓口負担



③診療

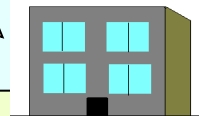


医療費39.2兆円

保険料19.1兆円

①保険料

保険者



⑤支払

④請求

【医療提供体制】

病院: 8,565
(病床数: 1,578,254)

診療所: 100,152
(病床数: 125,599)

歯科診療所: 68,474

薬局: 55,797

※数字は、平成24年10月1日時点

(出典: 平成24年医療施設調査)

※薬局は、平成26年3月末時点

(出典: 平成25年度衛生行政報告例)

【医療保険制度】

行政機関



国

都道府県

市町村

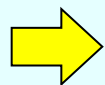
公費負担



公費負担



支援金



各保険者

(主な制度名)

(保険者数)

(加入者数)

国民健康保険

1,881

約3,800万人

全国健康保険協会

管掌健康保険

(旧政管健保)

1

約3,500万人

組管掌健康保険

1,431

約2,900万人

共済組合

85

約900万人

※保険者数及び加入者数は平成25年3月末時点

後期高齢者医療制度

47

約1,500万人

※加入者数は平成25年3月末時点



医師 303,268人

歯科医師 102,551人

薬剤師 280,052人

看護師 1,067,760人

保健師 57,112人

助産師 35,185人

※医師・歯科医師・薬剤師は平成24年12月31日時点

(平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査)

※看護師・保健師・助産師は平成24年における

厚生労働省看護課集計

医療費の一部負担(自己負担)割合について

○ それぞれの年齢層における一部負担(自己負担)割合は、以下のとおり。

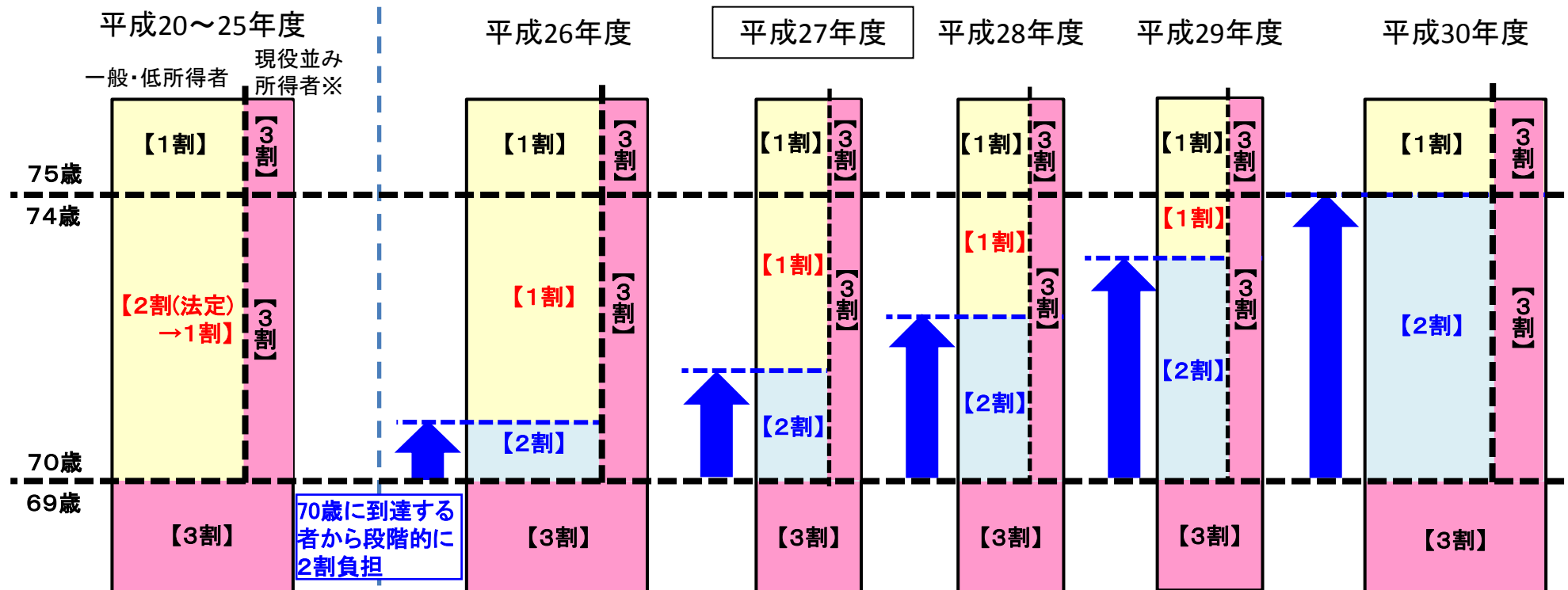
- ・ 75歳以上の者は、1割(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳から74歳までの者は、2割※(現役並み所得者は3割。)
- ・ 70歳未満の者は3割。6歳(義務教育就学前)未満の者は2割。

※ 平成26年4月以降70歳となる者が対象。これまで、予算措置により1割に凍結してきたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることのないよう配慮を行った上で、段階的に2割とした。

一般・低所得者		現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	
6歳 (義務教育就学前)	3割負担	
	2割負担	

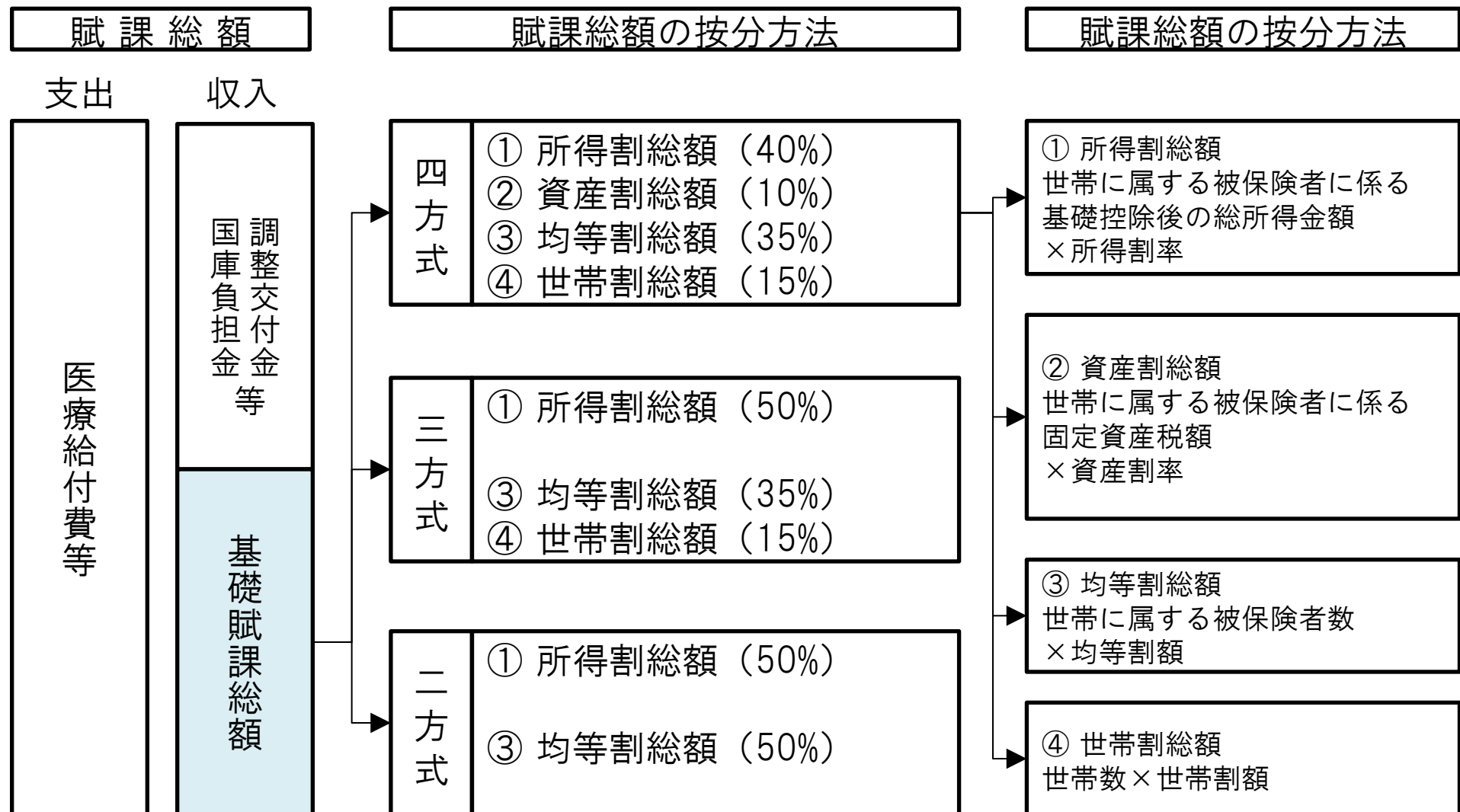
70～74歳の自己負担の特例措置の見直し

- 社会保障制度改革国民会議報告書等を踏まえ、以下の見直しを実施。
 - ・ 平成26年4月に新たに70歳になる者(69歳まで3割負担だった者)から、段階的に法定負担割合(2割)とする(個人で見ると負担増にならない)。※70歳になる月の翌月の診療から2割負担(4月に70歳になる者は、5月の診療から2割負担)。
 - ・ 平成26年3月末までに既に70歳に達している者は、特例措置(1割)を継続する。
 - ・ 低所得者を含め、高額療養費の自己負担限度額を据え置く。
- 平成27年度当初予算 1,433億円 (平成26年度予算1,806億円、平成25年度分予算1,898億円)



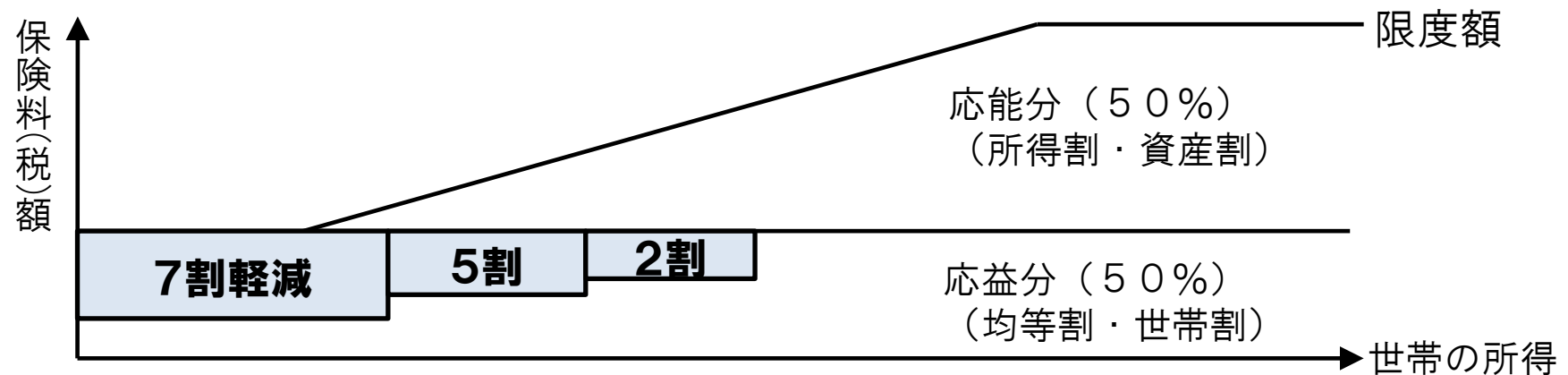
国民健康保険の保険料賦課基準

保険料賦課基準（基礎賦課総額の場合）



国民健康保険料（税）の軽減について

- 市町村（保険者）は、国民健康保険の給付費の約50%を被保険者が負担する国民健康保険料（税）により賄うこととされている。
- 保険料（税）については、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分（所得割、資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（均等割、世帯割）から構成される。
- 世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。

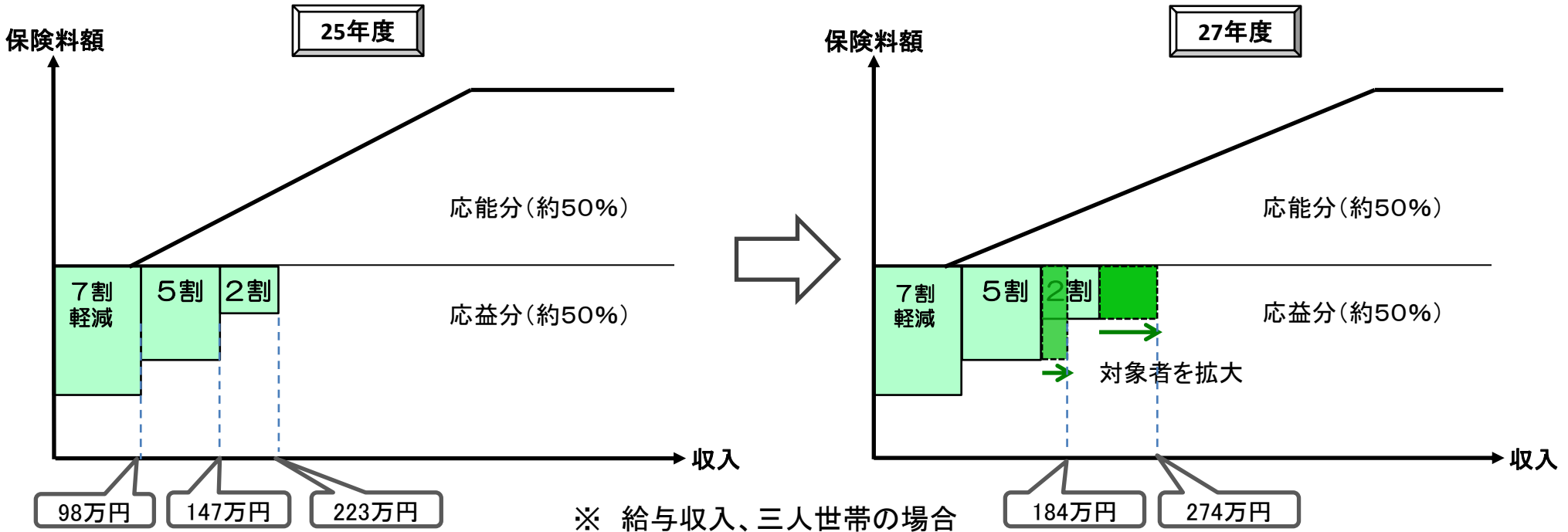


減額割合	対象者の要件 (例: 3人世帯(夫婦40歳、子1人)夫の給与収入のみの場合)
7割	33万円以下 (給与収入 98万円以下)
5割	33万円 + (被保険者数) × 26万円以下 (給与収入 184万円以下)
2割	33万円 + (被保険者数) × 47万円以下 (給与収入 274万円以下)

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 平成26年度に国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を拡大。【所要額612億円】

<国民健康保険制度の場合>



《具体的な内容》

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(25年度) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
(26年度) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
(27年度) 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (給与収入 約274万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
(25年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)
(26年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)【軽減対象の拡大】
(27年度) 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (給与収入 約184万円、3人世帯)【経済動向等を踏まえた見直し】

<後期高齢者医療制度の場合>

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

被用者保険や国保における保険料負担の公平化

1. 被用者保険の標準報酬月額上限の引上げ

○ 健康保険及び船員保険の標準報酬月額

全47等級(上限121万円、下限5.8万円)



平成28年度から上限3等級引上げ

全50等級(上限139万円、下限5.8万円)

※ 標準賞与額もあわせて見直し、年間上限を540万円から573万円に引き上げる。

追加

第47級	1,210,000円	1,175千円以上 1,235千円未満
第48級	1,270,000円	1,235千円以上 1,295千円未満
第49級	1,330,000円	1,295千円以上 1,355千円未満
第50級	1,390,000円	1,355千円以上

2. 被用者保険の一般保険料率上限の引上げ

○ 1000分の120(健康保険) → 平成28年度から「1000分の130」に引上げ

※ 船員保険も同様に見直し、疾病保険料率の上限を「1000分の130」とする。

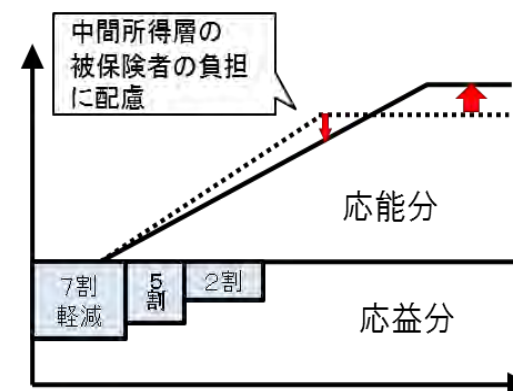
3. 国保の保険料(税)の賦課限度額の引上げ

○ 被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険(税)料負担に一定の限度を設けている(平成27年度:年間85万円)

○ より負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げ

○ 各市町村の意見や対応状況等を踏まえ、引上げ幅や時期を判断することとし、平成27年度は4万円引上げた(年間81万円→85万円)

賦課限度額の引上げの仕組み



持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化（27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円）
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施
(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

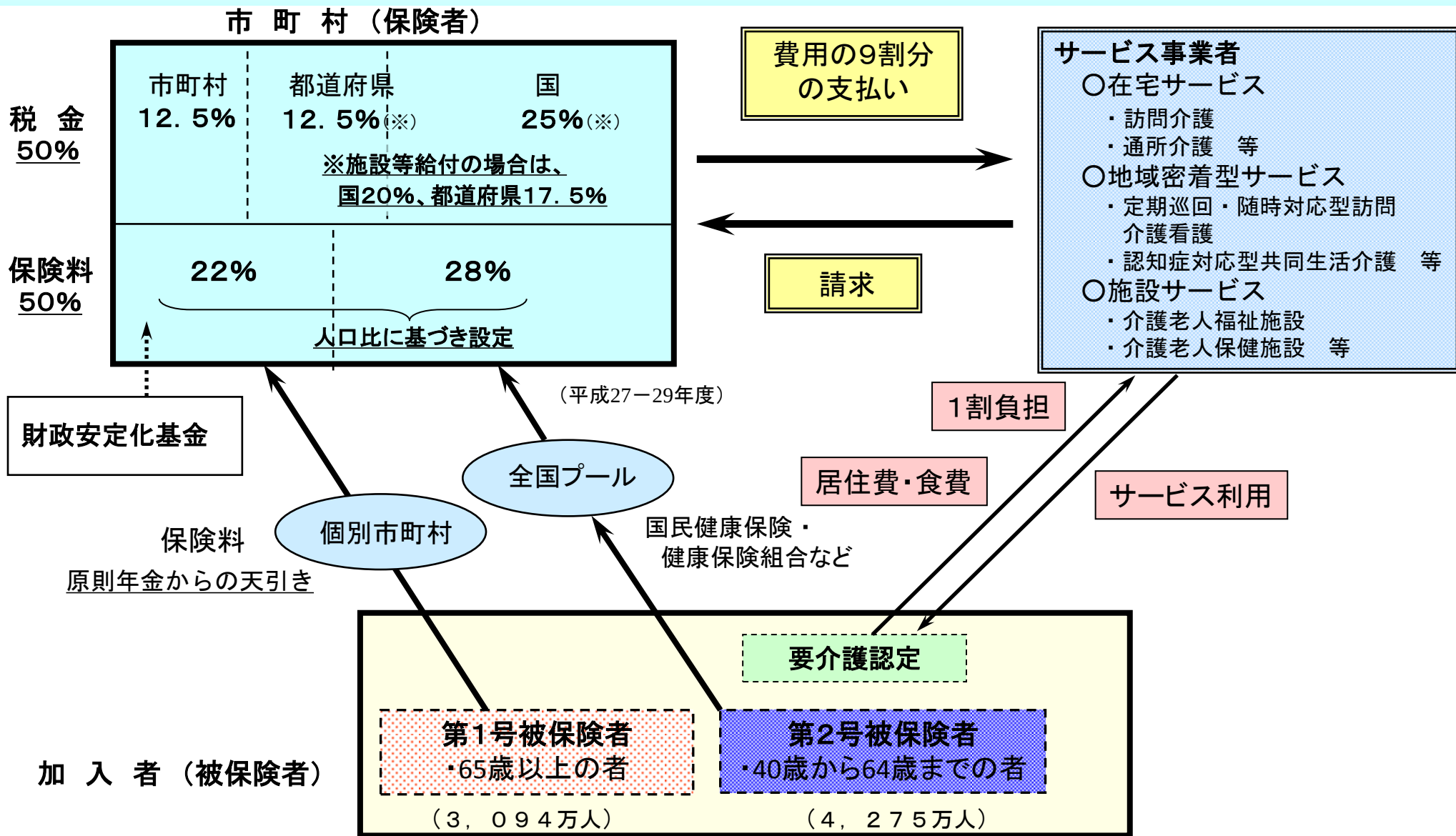
3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入）
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ（121万円から139万円に）

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないように、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
 - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設（患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み）

介護保険制度の仕組み



(注)平成27年8月以降、一定以上所得者については利用者負担は2割(市町村からサービス事業者を支払われる費用は8割分)となる。

第1号被保険者の数は、「平成24年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成24年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成24年度内の月平均値である。

一定以上所得者の利用者負担の見直し

平成27年8月施行

負担割合の引き上げ

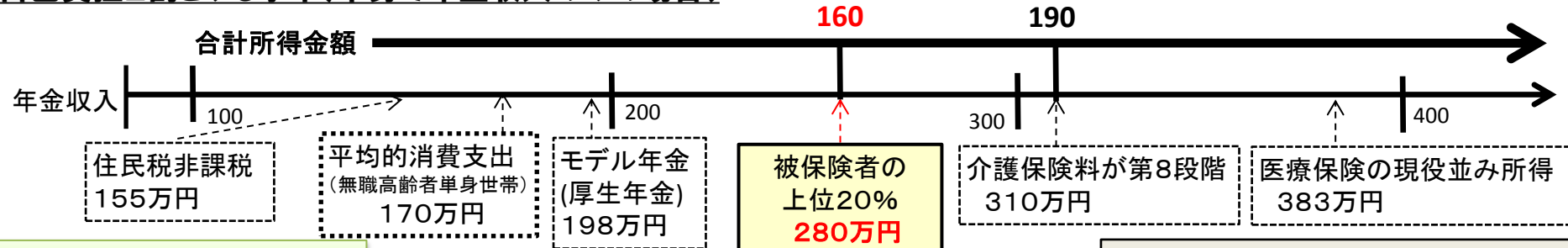
- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある**一定以上の所得の方の自己負担割合を2割**とする。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 自己負担2割とする水準は、**合計所得金額**(※1) **160万円以上**(※2)の者(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)。
- ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースを考慮し、**「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満**(※3)の場合は、**1割負担に戻す**。

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位20%に該当する水準。ただし、利用者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

※3 $280\text{万円} + 5.5\text{万円(国民年金の平均額)} \times 12 \div 346\text{万円}$

自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合) ※年金収入の場合: 合計所得金額 = 年金収入額 - 公的年金等控除(基本的に120万円)



負担上限の引き上げ

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引上げ

参考: 医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

〈現行〉	
	自己負担限度額(月額)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

〈見直し後〉	
現役並み所得相当(※)	44,400円
一般	37,200円

	自己負担限度額 (現行/世帯単位)
現役並み所得者	80,100 + 医療費1% (多数該当: 44,400円)
一般	44,400円
市町村民税非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

※ 課税所得145万円以上(ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人のみの場合383万円、2人以上の場合520万円に満たない場合には、一般に戻す)

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

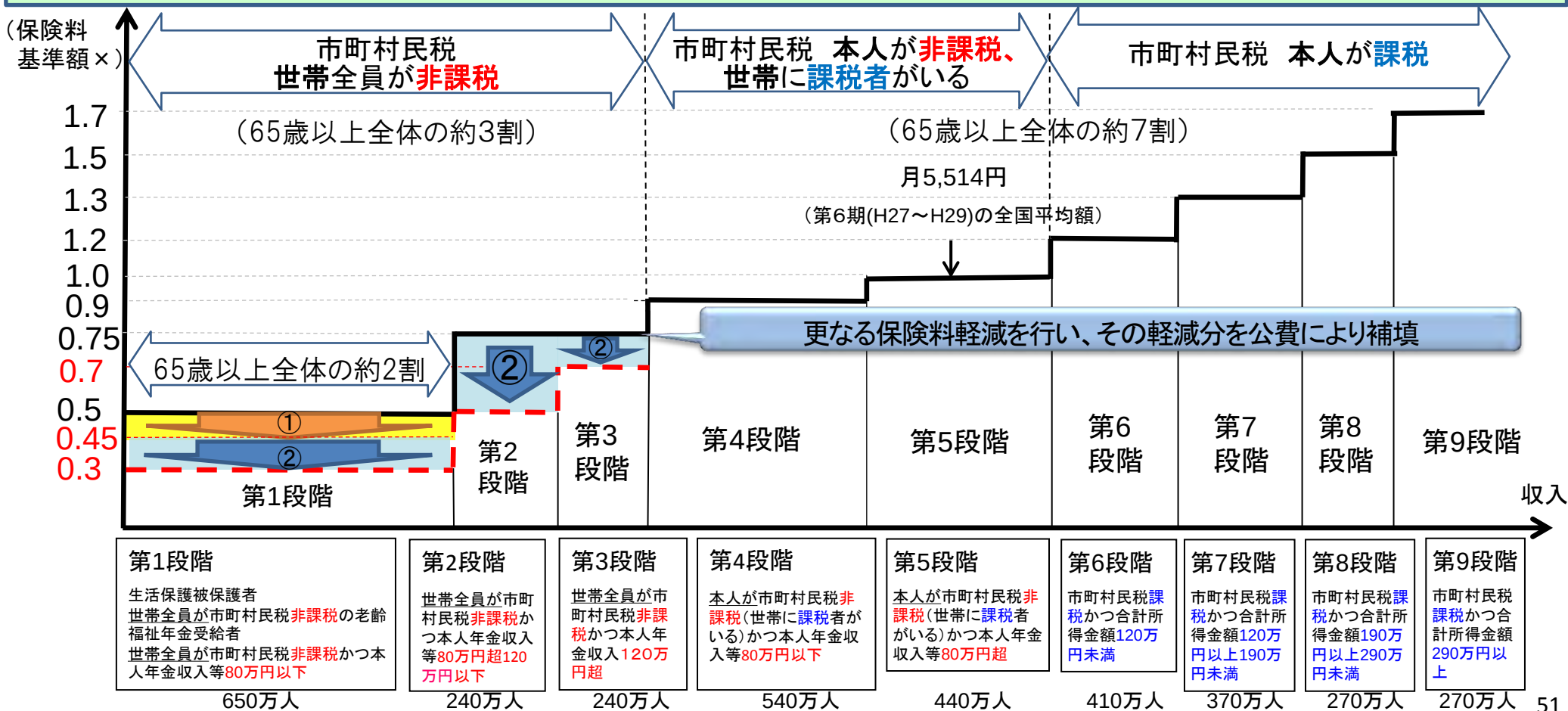
第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画		給付（総費用額）	保険料	介護報酬 の改定率
2000年度	第一期	第一期		3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度				4.6兆円		
2002年度				5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期		5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度				6.2兆円		
2005年度				6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期		6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度				6.7兆円		
2008年度				6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期		7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度				7.8兆円		
2011年度				8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期		8.8兆円	4,972円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2013年度				9.4兆円		
2014年度				10.0兆円		
2015年度	第六期	第六期		10.1兆円	5,514円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2016年度						
2017年度						
2020年度					6,771円 (全国平均)	H27年改定 ▲2.27%
2025年度					8,165円 (全国平均)	

※2012年度までは実績であり、2013～2015年度は当初予算である。

※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要

趣 旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概 要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**
- ②**医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、**都道府県は、それをもとに**地域医療構想（ビジョン）**（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②**医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化** ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②**特別養護老人ホーム**について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③**低所得者の保険料軽減を拡充**
- ④**一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ**（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「**補足給付**」の要件に**資産などを追加**

4. その他

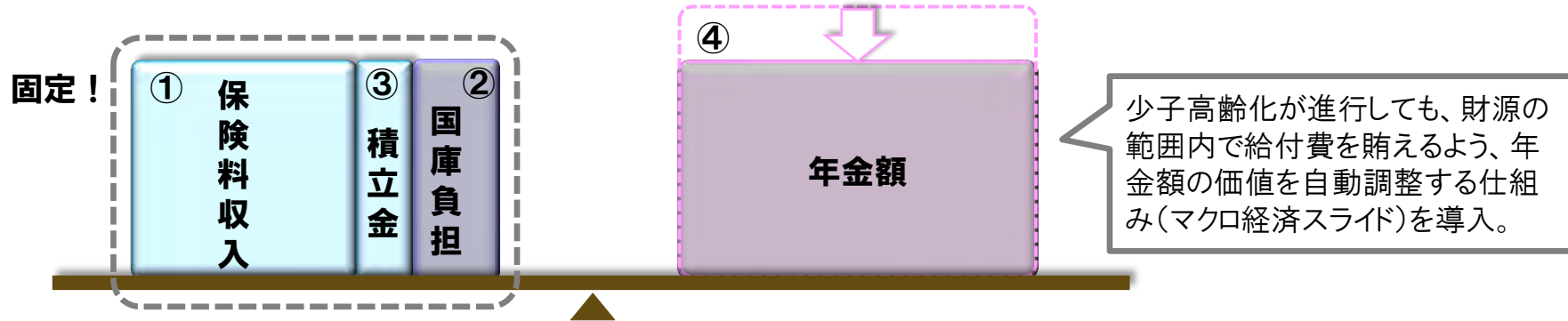
- ①診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②**医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記） ※現在の保険料：

・厚生年金：18.30%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）	厚生年金17.474%（平成26年9月～）
・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ）	国民年金15,590円（平成27年4月～）

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消（法改正）により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

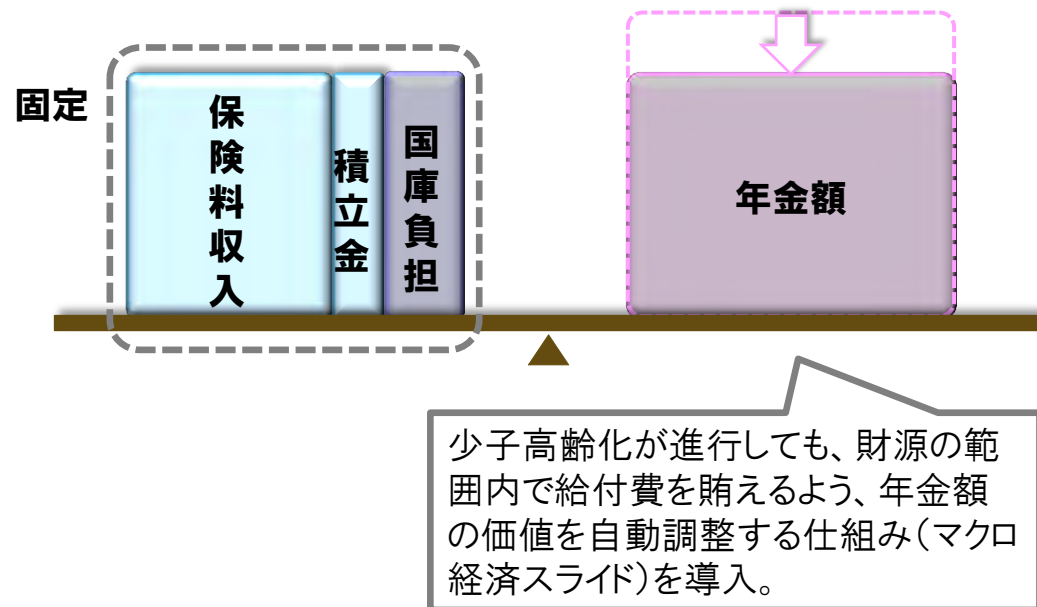
④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

公的年金制度の見直しに向けた検討

- 公的年金制度については、平成16年改正により、保険料の上限を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入しており、平成27年4月よりマクロ経済スライドが発動。したがって、年金の給付費は、将来にわたって対GDP比で概ね一定。
- 平成26年の財政検証結果や、社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成27年1月21日）等を踏まえ、年金制度を支える経済社会の発展（特に労働参加の促進）へ寄与するとともに、それを通じて、年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図るという観点から、以下の事項について見直しを検討。

＜平成16年改正後の財政フレーム＞



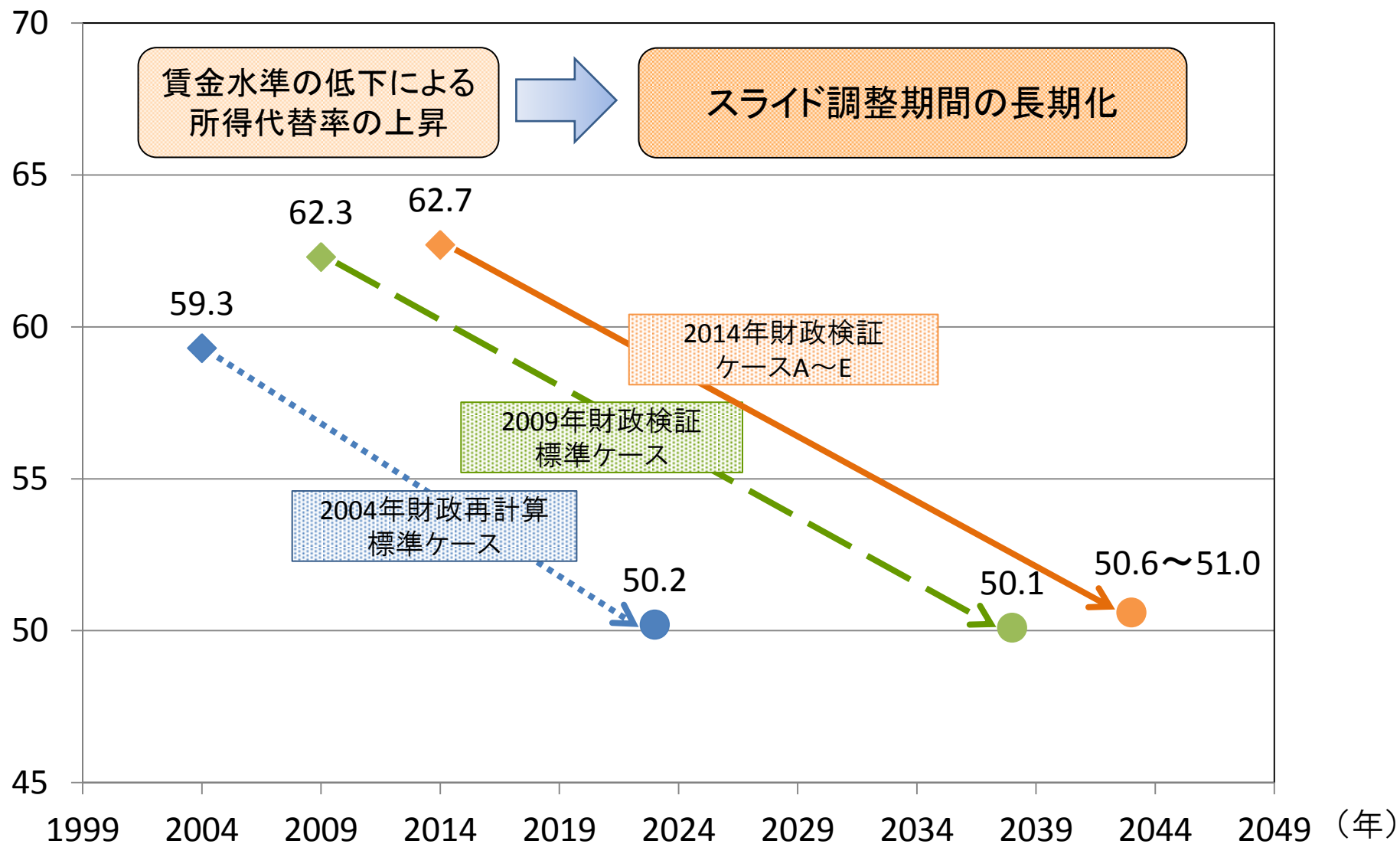
＜検討項目＞

- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
- ・年金額の改定ルールの見直し
 - (1)物価＞賃金の場合は賃金に合わせることを徹底
 - (2)マクロ経済スライドの見直し
- ・国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い

マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化①

【厚生年金（報酬比例部分）＋基礎年金（2人分）の所得代替率】

所得代替率（％）

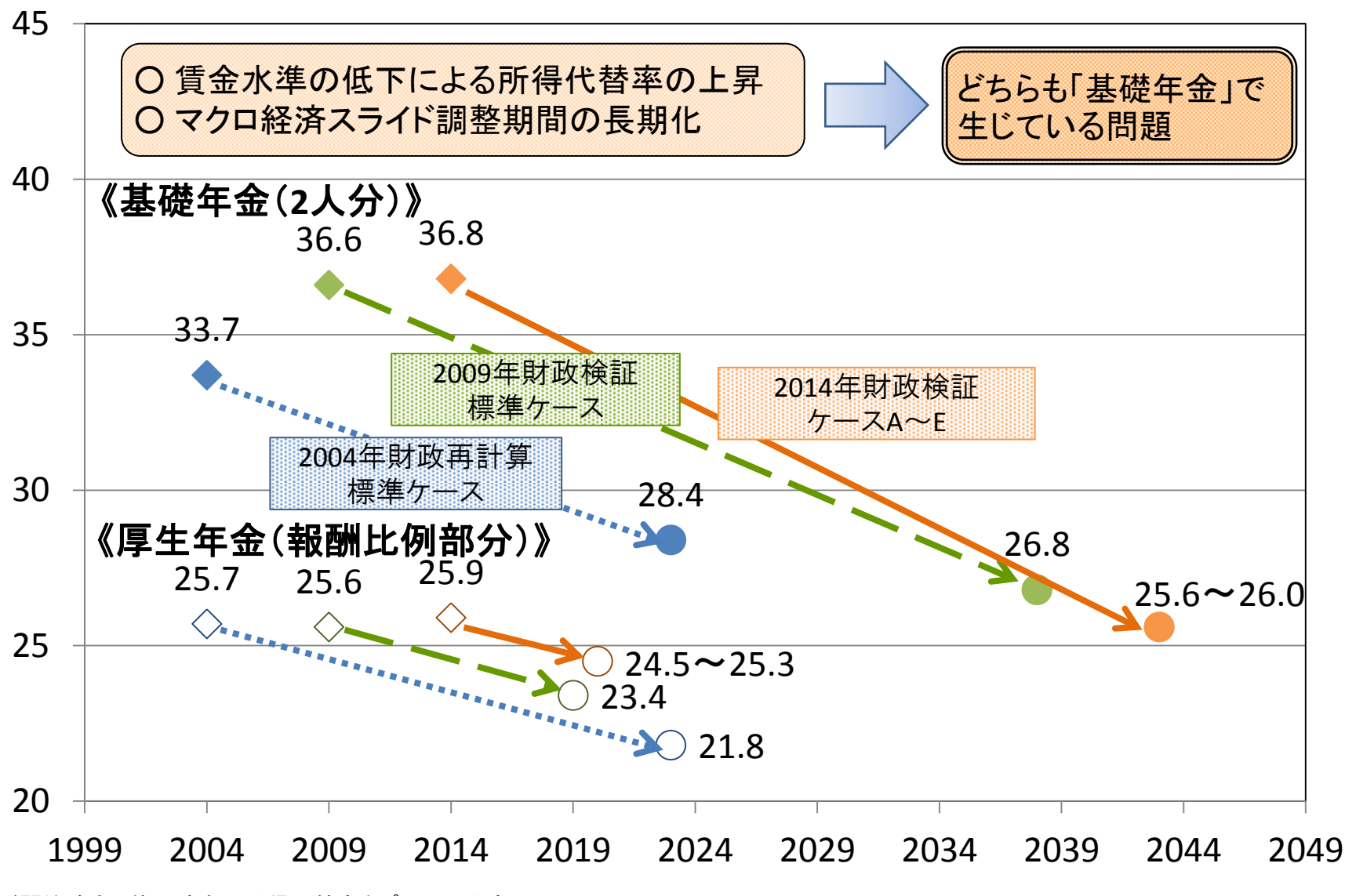


（注）スライド開始時点と終了時点の所得代替率をプロットしたもの

マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化②

【厚生年金(報酬比例部分)、基礎年金(2人分)に分解した所得代替率】

所得代替率(%)



(注) スライド開始時点と終了時点の所得代替率をプロットしたもの

保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

○ 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	月15,590円(H27.4～) →平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。 ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。	その月の報酬×17.474%(H26.9～) (労使折半) →平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.30%で固定。 ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々29,706円 (34万×17.474%×1/2)負担。
	受給資格期間(25年※)を満たすことが必要…	※消費税率10%への引上げ時に10年に短縮
年金給付	基礎年金(老齢)(65歳～) 給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額) 月 65,008円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (満額) ※ 保険料全額免除期間＝1/2月 又は 1/3月として計算	厚生年金(老齢)(65歳～) 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例) 平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$ 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)
	平均額： 月5.7万円	1人当たり平均額： 月15.7万円 (基礎年金を含む)